

第6次 女川町地域福祉活動計画

令和7年3月

社会福祉法人 女川町社会福祉協議会

はじめに

女川町社会福祉協議会では、令和2年3月に「第5次女川町地域福祉活動計画」を策定し、「地域の支えあいとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ」を基本理念とし、住民・地域・行政と協働して女川町の地域福祉の推進に取り組んできました。



第5次地域福祉活動計画の期間においては、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症によりこれまでの社会活動や文化活動・生活様式に制限が生じ、これまでのような人と人、人と地域とのつながりに対する住民の考え方に変化がみられました。

このようにコロナ禍を経て、住民の生活環境やつながりに対する考え方の変化により福祉課題も変わるなか、本会では、地域の実情を把握しながら現在の地域課題を洗い出し、第5次地域福祉活動計画の評価を踏まえ、「第6次女川町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「一人ひとりの幸せに向けて つながり合い支え合う みんなのまちおながわ」を基本理念に掲げ、誰かと「つながる」ことを大切にし、そのつながりのなかで住み慣れた地域ですべての世代が安心して暮らせるよう、地域住民や行政・企業・団体などの皆様と力を合わせ取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました関係者の皆様をはじめ、地区座談会やヒアリング等調査への貴重なご意見をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人女川町社会福祉協議会 会長 高橋 孝信
女川町地域福祉活動計画策定委員会 委員長 佐藤 良一

目 次

第1章 計画の概要

1 第6次女川町地域福祉活動計画策定に向けて-----	1
2 女川町地域福祉計画と女川町地域福祉活動計画との関係-----	4
3 計画期間-----	5
4 計画の策定体制-----	5

第2章 女川町の地域福祉の現状と課題

1 人口・世帯-----	7
2 地域福祉を取り巻く状況-----	10
3 第5次女川町地域福祉活動計画の評価-----	19
4 地区座談会の開催-----	24
5 町民アンケート調査-----	29
6 関係機関・団体等への調査-----	43
7 第6次計画に反映させる地域の福祉課題-----	47

第3章 計画の考え方

1 基本理念-----	49
2 基本目標-----	50
3 計画の体系-----	51

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなが認め合える・支え合える人づくり-----	52
基本目標2 みんなが参加し、活躍できる場づくり-----	60
基本目標3 みんながつながり安心できる地域づくり-----	69
基本目標4 安定した法人運営-----	80

第5章 計画の進行管理

1 計画の進行管理-----	84
2 進行管理のスケジュール-----	85
3 評価指標の設定-----	86

資料編

1 女川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱-----	88
2 第6次女川町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿-----	90
3 第6次女川町地域福祉活動計画の策定の経過-----	91
4 用語集-----	95

第1章 計画の概要

The background features a decorative horizontal band with a wavy, water-like texture. This band is composed of various shades of gray and white, creating a sense of movement. Scattered across this band and extending slightly above and below it are several semi-transparent circles of different sizes, some appearing as soft, out-of-focus light spots.

1 第6次女川町地域福祉活動計画策定に向けて

(1) 計画の背景と目的

近年、高齢者や障害者、子育て支援などの各制度の充実が図られている一方で、家族形態や社会の大きな変化により、一人ひとりが抱える問題は複雑化・複合化し、世帯全体に及ぶ問題に発展しているケースが多く見受けられます。さらには、少子高齢化に伴い、現役世代の急減が懸念されている 2040 年問題など、我が国にとっては今後の地域福祉の重要性は益々高まっています。

また、我が国における、人と人との関係性の希薄化は深刻で、OECD（経済協力開発機構）の調査によれば、「家族以外の人」との交流がない人の割合は、日本は米国の 5 倍、英国の 3 倍高いとされていることなどからも、我が国における孤独・孤立の状況は顕著であるといえます。この状況を受け、国では、令和 6 年 4 月から「孤独・孤立対策推進法」を施行し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すとしています。

現在、国が目指す「地域共生社会」の実現とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民などが「我が事」として参画し、人と人、人と資源がつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。様々な課題が潜在化する社会のなかで、それらを解決・補完していくためには『丸ごと』つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

本会では、その地域福祉を計画的に推進していくために、地域福祉活動計画（第 5 次）（以下、「第 5 次計画」という。）を策定し、住民主体を基本としながら、国が目指す「地域共生社会の実現」に向けて歩みを進めてきました。今般、第 5 次計画が令和 6 年度で終了となることから、現在の地域課題を洗い出し、さらに第 5 次計画の評価を踏まえつつ、第 6 次女川町地域福祉活動計画（以下、「第 6 次計画」という。）を策定しました。

本計画は、多様な生活課題を抱えつつも、住み慣れた地域で人とつながり支え合うことで、自分の暮らしに彩りを持ちながら生きられる地域を、共に創っていける社会を目指すための具体的な指針・計画として策定するものです。

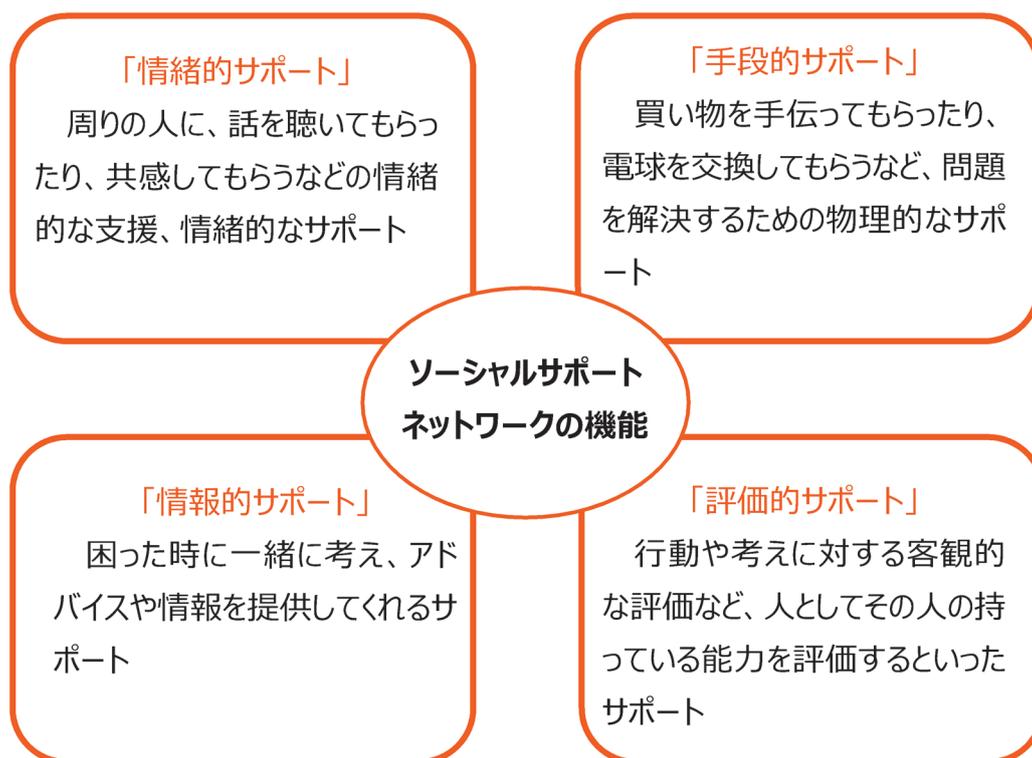
(2) 「地域づくり」の考え方

本会では、「地域づくり」は、「自治組織」としての自治コミュニティを目指すだけでなく、誰もが最後までその地域で自立した生活を送るための多様なサポート体制を持ち合わせた『福祉的な要素を持つコミュニティ』（福祉コミュニティ）を目指しています。

ハーバード大学の75年間の追跡調査「人間の幸福度に関する研究」によると、人間の幸福に最も関係するのは「**いい人間関係**」であると言われおり、「人との関係性」という点はとても重要です。

私たちの生活のなかで、個人がその人を取り巻く家族や隣人、友人や同僚などから得られる様々な支援を「**ソーシャルサポート**」と言い、それらを網の目のように紡ぎネットワーク（**ソーシャルサポートネットワーク**）をつくることにより、課題を抱えながらも「自分を支えてくれる存在」が増えることで、住み慣れた地域での生活を可能にしていくことにつながります。このソーシャルサポートネットワークには、以下の4つの機能があり、これらを活用しながら個人の生活を支えるための仕組みが求められます。

私たちが考える「地域福祉」を進めていくためには、このようなソーシャルサポートネットワークを築いていくための土壌となる地域を創りあげていく必要があります。



私たちは、これから益々、日々のなかで『助けられたり、助けたり』を繰り返しながら、これらのソーシャルサポートを活用しながら支え合って生きていくことが求められています。

第6次計画では、住民がこのような多様なソーシャルサポートとつながり、ソーシャルネットワークを張り巡らすための取り組みを盛り込み、地域福祉を進めていきます。

(3) よりよい地域社会をつくるために

地球が抱える問題を解決するための 世界共通の目標

『SDGs (持続可能な開発目標)』

「2030年までに達成すべき17の目標」



2015年9月に国連サミットのなかで決められた「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」は、「国際社会共通の目標として17の目標と169のターゲットを掲げSDGs (エスディーゼズ)」の略称で世界中に浸透し、それぞれの国々で目標達成に向けて取り組んでいます。

しかし、その目標を達成することは容易なことではなく、国連では2020年から目標期限である2030年までの間を「行動の10年」と位置づけ、取り組みの加速を推進しています。

日本のSDGs達成率についても、2017年をピークに年々順位が低下しているのが現状です。そのなかでも、特に達成率の低い目標については、我が国としても重点的に取り組む必要があります。

【日本が重点的に取り組まなければならないSDGs目標】

 目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」	 目標 12 「つくる責任 つかう責任」	 目標 13 「気候変動に具体的な対策を」
 目標 14 「海の豊かさを守ろう」	 目標 15 「陸の豊かさを守ろう」	 目標 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

とりわけ、「目標5.ジェンダー問題」については、まだまだ日本では偏見が多く、「地域共生社会」の実現を目指すうえでは、重点的に取り組んでいくべき事項であると考えます。また、「目標12.つくる責任つかう責任」については、フードロス問題など、支援を必要とする人たちへしっかり届けられるような仕組みづくりが必要です。これらの目標は、私たちにとっても身近な問題あり、国民みんなが取り組むべき内容です。

「SDGs」が掲げる目標は、私たちが推進する「地域福祉」とも同じ観点があります。普遍性や包摂性、参画性や統合性・透明性など目標策定の基準にも現れているように、すべての住民が、この「第6次女川町地域福祉活動計画」に参画するということは、私たちの生活のその先にある未来へバトンをつないでいくものだと考えています。本会としてもSDGsが掲げる17の目標を意識しながら、よりよい地域社会をつくることを目指し今後も取り組んでいきます。

2 女川町地域福祉計画と女川町地域福祉活動計画との関係

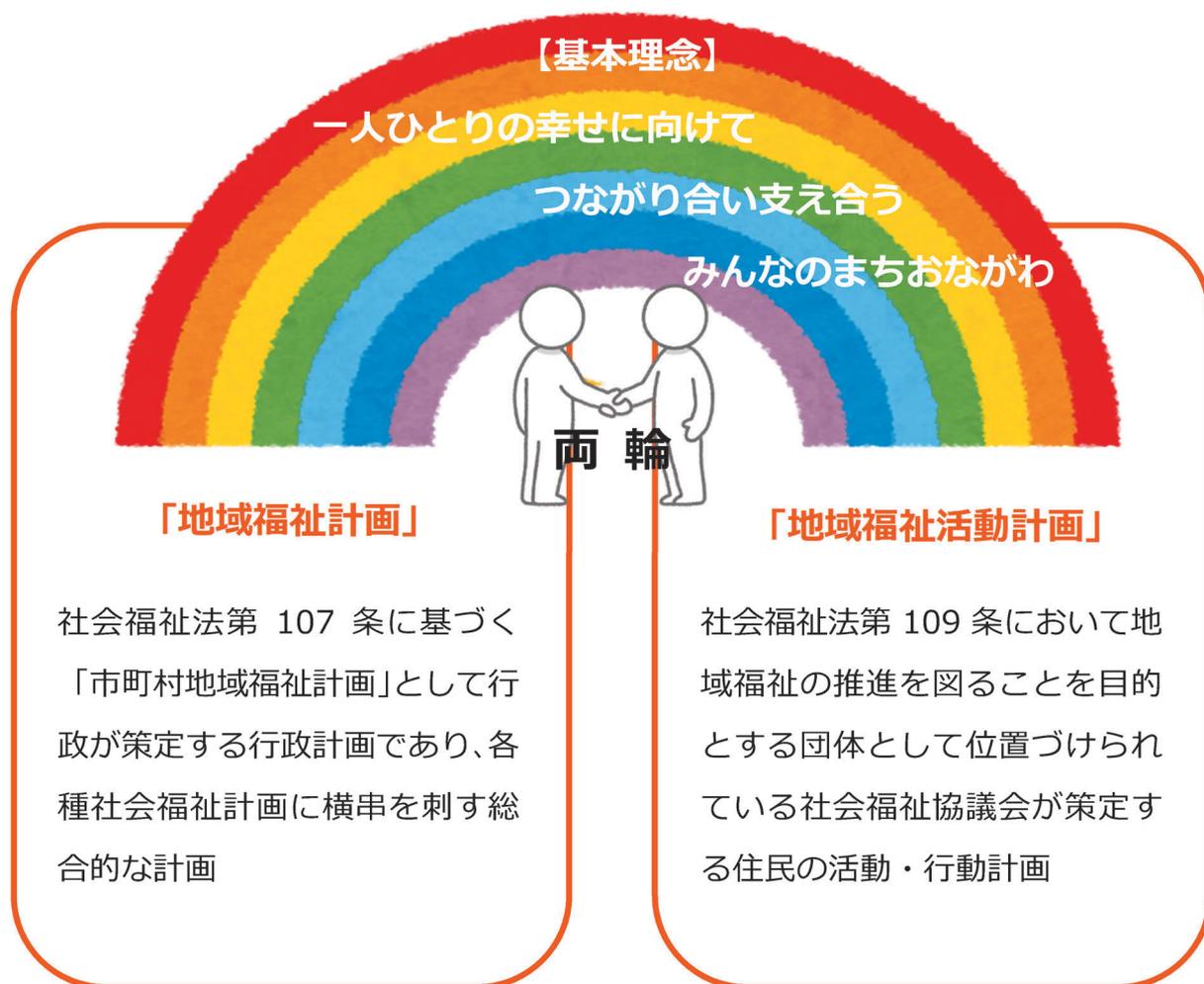
町が策定する『女川町地域福祉計画』は、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

日本国憲法に掲げられた義務を果たし、権利を主張するために、社会福祉法が掲げる「地域福祉の理念」達成に向け、地域福祉推進の主体である住民等の参加により策定される行政計画です。

そして、社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める住民の行動計画です。

これら両計画はともに地域福祉の推進を目指すものであり、地域福祉の実現に向けた施策を盛り込むなど、一体となった策定が求められます。

本会では、基本理念は町が策定する女川町地域福祉計画（第3次）と共通の基本理念を掲げ、基本目標や施策などについても、社会福祉協議会の機能を踏まえつつ、両計画のつながりを意識しながら計画を策定しています。



3 計画期間

地域福祉活動計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、地域の変化や計画の進捗状況など観察しながら必要に応じて見直すものとし、単年度の事業計画で修正・反映しながら取り組んでいきます。

また、次期計画の策定期間については、令和10年度から準備を進めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画期間					
計画の見直し	必要に応じて見直し、単年度の事業計画で修正します。				
計画の策定					

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会

この計画を策定するために、本会理事9名を委員とし、そこに2名の外部助言者を加えた策定委員会を設置しました。

(2) ワーキンググループ

計画策定に住民の意見を取り入れるため、教育・医療の分野から3名と策定委員会委員3名、作業部会担当職員で構成するワーキンググループを設け、協議を行いました。

(3) 作業部会

計画策定にあたり職員による作業部会を設置し、計画の基礎となる素案づくりを行いました。

(4) 地区座談会

本会では、町内13地区において地区座談会を実施し、自分たちが住む地域について良いところや今後取り組んでいきたいことなどについて意見を伺いました。

(5) 町民アンケート調査

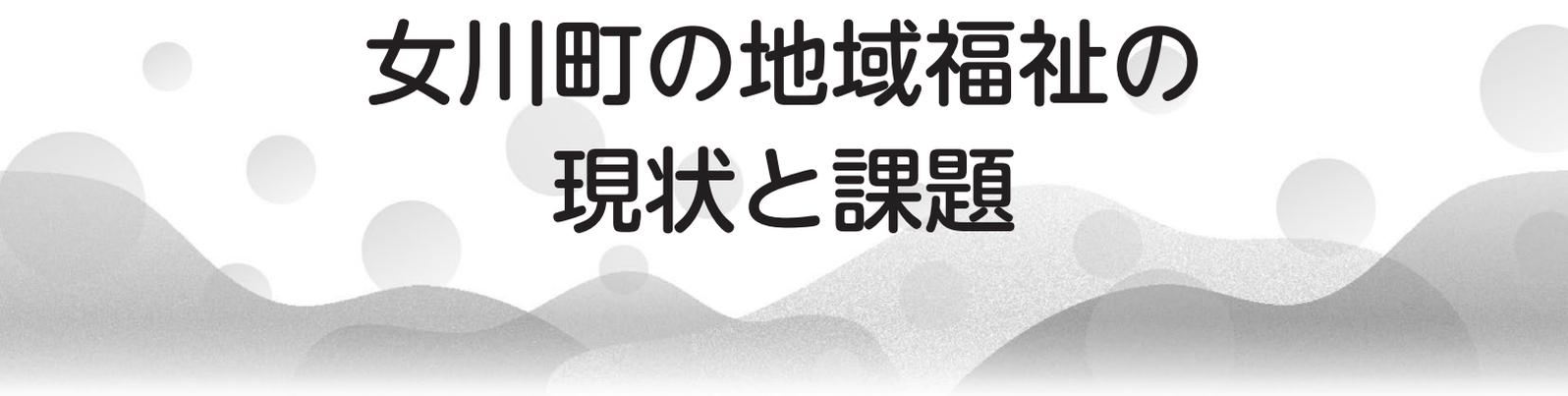
町が、無作為抽出により住民500名に町民アンケート調査を実施し、近所づきあいや支え合い活動、ボランティア活動などについて回答いただきました。

(6) 関係機関・団体等への調査

座談会や町民アンケート調査の分析結果から、さらに深めたい内容に対し多様な対象者へヒアリングやアンケート調査を実施しました。

(7) パブリックコメント

計画案を本会ホームページに掲載し、パブリックコメントを実施しました。



第2章

女川町の地域福祉の 現状と課題

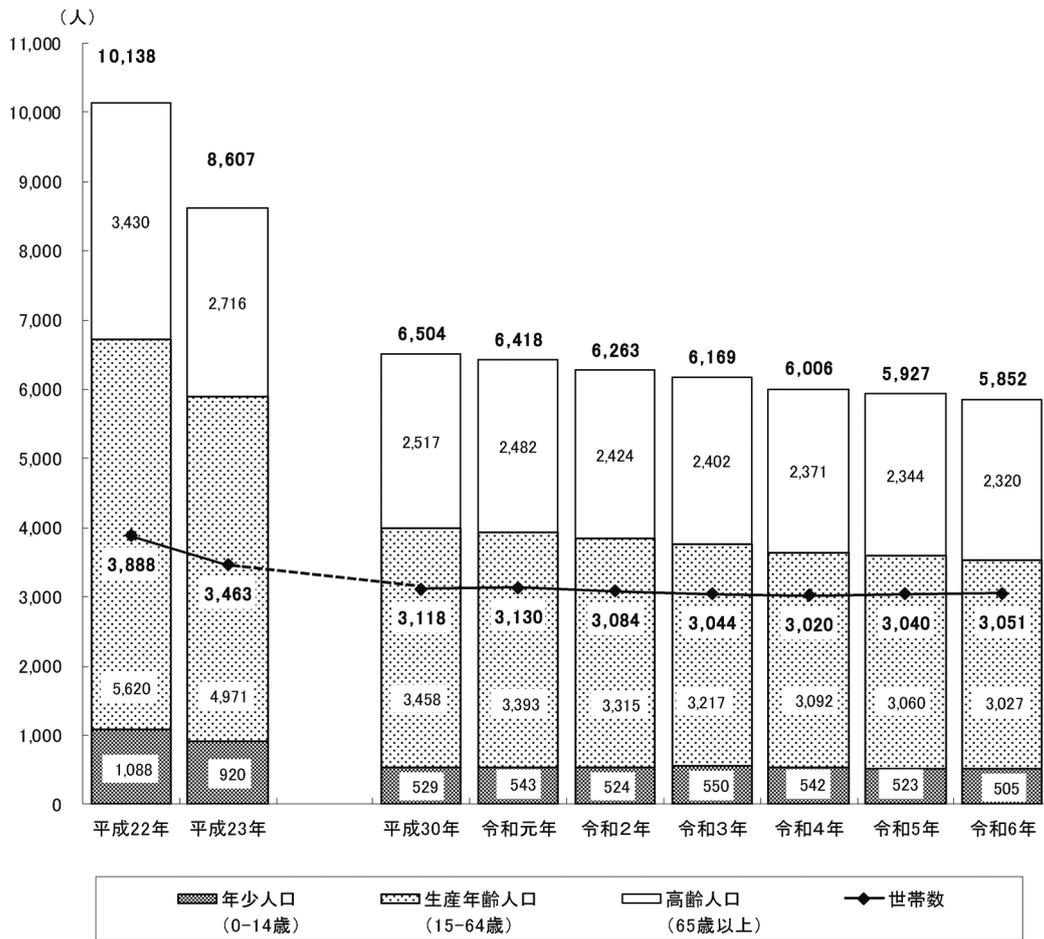
1 人口・世帯（女川町地域福祉計画（第3次）より転載）

(1) 人口・世帯数の推移

住民基本台帳による本町の人口は、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて大幅に減少し、少子高齢化が進行しています。

人口は、その後も緩やかに減少を続けており、令和6年は5,852人になりました。世帯数も減少傾向にあります。近年は横ばいであり、令和6年は3,051世帯となりました。

図表 人口・世帯数の推移（各年9月30日現在）



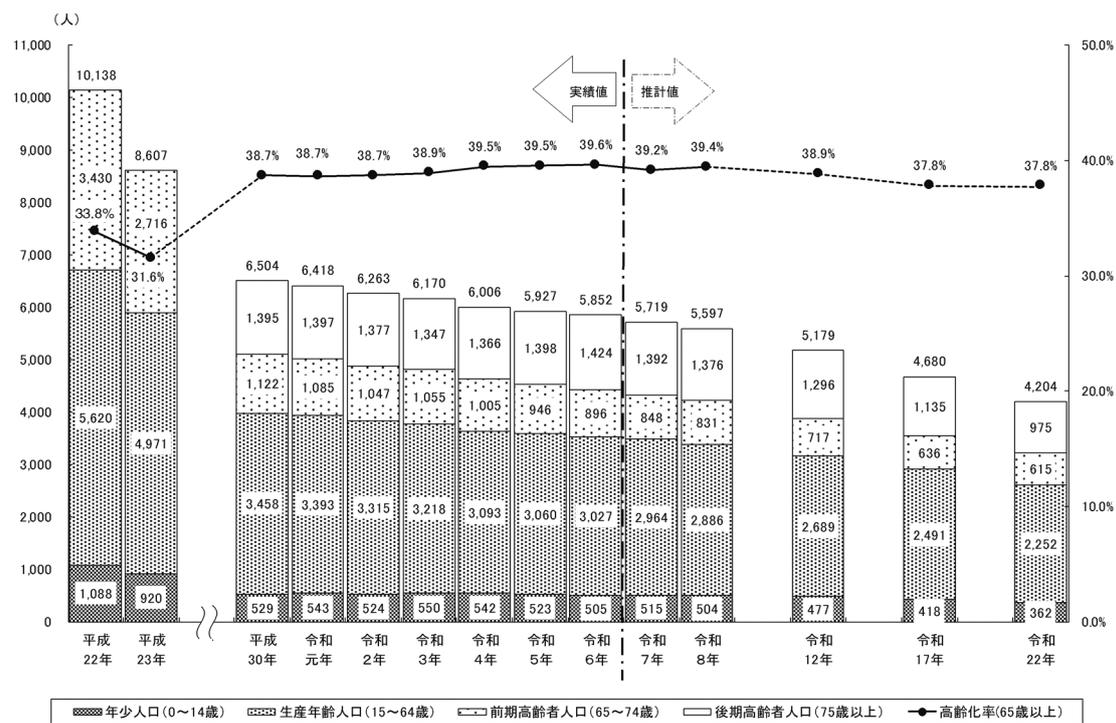
資料：女川町住民基本台帳

(2) 人口の推移・推計

本町の人口は、震災後、急激な人口減少ののち緩やかに減少が進んでおり、令和6年9月30日現在、5,852人となりました。高齢者人口も、町の人口の減少に伴い平成30年の2,517人から令和6年には2,320人となりましたが、高齢化率は38.7%から39.6%と上昇しています。

今後、この5年間の各歳人口の傾向が続くと想定した場合の人口推計（コーホート変化率法、自然体）を行ったところ、本町の年齢3区分別の人口構造は大きくは変化しないものの、高齢者の高齢化が進み、75歳以上、85歳以上の割合が高くなることが予測されます。特に、75歳以上人口は、令和8年には約25%となり、本町の4人に1人が後期高齢者になると予測されます。

図表 女川町における人口の推移及び推計



	実績						推計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
高齢化率（65歳以上）	38.7%	38.7%	38.9%	39.5%	39.5%	39.6%	39.2%	39.4%	38.9%	37.8%	37.8%
後期高齢化率（75歳以上）	21.8%	22.0%	21.8%	22.7%	23.6%	24.3%	24.3%	24.6%	25.0%	24.3%	23.2%
（85歳以上）	7.5%	7.6%	7.8%	8.0%	8.1%	7.9%	8.5%	8.5%	9.5%	10.4%	10.1%

資料：資料：女川町住民基本台帳（基準9月30日）により女川町健康福祉課が推計
推計値は令和5年9月までの実績に基づき算出

(3) 世帯構成の推移

本町の世帯数は、東日本大震災の影響もあり、平成22年から平成27年にかけて大幅に減少しましたが、令和2年には増加し、3,135世帯となりました。令和2年の世帯構成をみると、単独世帯が1,512世帯となっており、全世帯の48.2%となっています。

図表 世帯構成の推移（各年10月1日現在）

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
合計	3,937	100.0%	3,937	100.0%	2,818	100.0%	3,135	100.0%
親族世帯	2,915	74.0%	2,690	68.3%	1,547	54.9%	1,619	51.6%
核家族世帯	2,010	51.1%	1,918	48.7%	1,243	44.1%	1,342	42.8%
夫婦のみの世帯	892	22.7%	830	21.1%	538	19.1%	563	18.0%
夫婦と子どもの世帯	773	19.6%	737	18.7%	461	16.4%	483	15.4%
男親と子どもの世帯	45	1.1%	46	1.2%	45	1.6%	50	1.6%
女親と子どもの世帯	300	7.6%	305	7.7%	199	7.1%	246	7.8%
その他の親族世帯	905	23.0%	772	19.6%	304	10.8%	277	8.8%
非親族世帯	5	0.1%	12	0.3%	14	0.5%	4	0.1%
単独世帯	1,017	25.8%	1,231	31.3%	1,257	44.6%	1,512	48.2%

資料：国勢調査

(4) 高齢者世帯の推移

本町の世帯数は平成22年から平成27年にかけて減少しましたが、令和2年には再び増加傾向にあります。65歳以上の親族のいる世帯の割合は、平成27年の48.4%から令和2年の48.1%と減少しています。そのうち、高齢夫婦世帯は12.1%から11.6%と減少しましたが、高齢単身世帯の割合は13.2%から15.2%と上昇しています。

図表 本町の高齢者世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	3,937世帯	3,937世帯	2,818世帯	3,135世帯
65歳以上の親族のいる世帯 (対全世帯数比)	2,189世帯 55.6%	2,226世帯 56.5%	1,363世帯 48.4%	1,507世帯 48.1%
高齢夫婦世帯* (対全世帯数比)	424世帯 10.8%	496世帯 12.6%	340世帯 12.1%	365世帯 11.6%
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	431世帯 10.9%	472世帯 12.0%	373世帯 13.2%	476世帯 15.2%

* 高齢夫婦世帯とは、夫及び妻の年齢が65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

2 地域福祉を取り巻く状況（女川町地域福祉計画（第3次）より転載）

（1）地域生活・コミュニティ（行政区別年齢3区分別人口）

住民基本台帳の行政区別年齢3区分別人口（令和6年9月30日）の構成をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合（高齢化率）が50%以上であるのは9地区となっており、うち出島、寺間、江島では70%以上となっています。一方、宮ヶ崎は高齢化率が20%台となり、町内各地区での年齢構成の開きは大きくなっています。

図表 行政区別年齢3区分別人口（令和6年9月30日現在）

行政区	人口(人)						割合(%)					
	合計	年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	高齢者 人口 (65歳以上)	後期 高齢者 人口 (75歳以上)	後期 高齢者 人口 (85歳以上)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	高齢者 人口 (65歳以上)	後期 高齢者 人口 (75歳以上)	後期 高齢者 人口 (85歳以上)	
町 中 心 部	大沢	128	5	56	67	37	8	3.9	43.8	52.3	28.9	6.3
	針浜	101	6	48	47	29	9	5.9	47.5	46.5	28.7	8.9
	浦宿一	359	9	228	122	83	31	2.5	63.5	34.0	23.1	8.6
	浦宿二	536	23	311	202	143	64	4.3	58.0	37.7	26.7	11.9
	浦宿三	142	22	75	45	28	8	15.5	52.8	31.7	19.7	5.6
	旭が丘	642	43	302	297	160	48	6.7	47.0	46.3	24.9	7.5
	上一	339	39	181	119	78	25	11.5	53.4	35.1	23.0	7.4
	上二	375	29	210	136	83	26	7.7	56.0	36.3	22.1	6.9
	上三	365	35	215	115	74	27	9.6	58.9	31.5	20.3	7.4
	西	318	35	163	120	75	34	11.0	51.3	37.7	23.6	10.7
	小乗	42	0	17	25	19	7	0.0	40.5	59.5	45.2	16.7
	女川北	125	12	61	52	29	6	9.6	48.8	41.6	23.2	4.8
	女川南	215	25	117	73	46	11	11.6	54.4	34.0	21.4	5.1
	大原北	292	15	121	156	116	46	5.1	41.4	53.4	39.7	15.8
	大原南	483	67	242	174	119	37	13.9	50.1	36.0	24.6	7.7
	清水	211	27	114	70	36	9	12.8	54.0	33.2	17.1	4.3
宮ヶ崎	369	46	225	98	52	19	12.5	61.0	26.6	14.1	5.1	
石浜	114	5	66	43	26	9	4.4	57.9	37.7	22.8	7.9	
離 半 島 部	桐ヶ崎	38	2	15	21	14	3	5.3	39.5	55.3	36.8	7.9
	竹浦	87	7	40	40	19	8	8.0	46.0	46.0	21.8	9.2
	尾浦	107	12	50	45	28	11	11.2	46.7	42.1	26.2	10.3
	御前浜	20	0	7	13	6	4	0.0	35.0	65.0	30.0	20.0
	指ヶ浜	50	8	24	18	3	2	16.0	48.0	36.0	6.0	4.0
	高白	29	1	14	14	10	2	3.4	48.3	48.3	34.5	6.9
	横浦	49	10	17	22	12	2	20.4	34.7	44.9	24.5	4.1
	大石原	9	0	3	6	4	2	0.0	33.3	66.7	44.4	22.2
	野々浜	10	0	6	4	1	0	0.0	60.0	40.0	10.0	0.0
	飯子浜	65	13	32	20	8	3	20.0	49.2	30.8	12.3	4.6
	塚浜	37	4	16	17	2	1	10.8	43.2	45.9	5.4	2.7
	小屋取	38	4	16	18	7	2	10.5	42.1	47.4	18.4	5.3
	出島	56	1	14	41	23	8	1.8	25.0	73.2	41.1	14.3
	寺間	35	0	7	28	16	3	0.0	20.0	80.0	45.7	8.6
	江島	48	0	8	40	28	15	0.0	16.7	83.3	58.3	31.3
合計	5,852	505	3,027	2,320	1,424	494	8.6	51.7	39.6	24.3	8.4	

資料：女川町住民基本台帳（令和6年9月30日）

※旧上一・二、旧西一、旧黄金、旧女川二、旧大原三・四、旧清水二・三は行政区別からは除き、合計には含みます。

(2) 要支援・要介護認定者

令和5年度末現在、第1号被保険者は2,344人となっています。要支援・要介護認定者は542人であり、要介護度別にみると、要支援2の割合が最も高くなっています。

平成30年度から令和5年度までの推移をみると、第1号被保険者数は人口減少に伴い、微減していますが、要支援・要介護認定者数はほぼ横ばいとなっています。このうち、要支援2は、平成30年度に105人だったものが、令和5年度には148人に、要介護2も85人だったものが、93人へと大幅に増加しています。

図表 第1号被保険者及び要支援・要介護認定者数の推移
(平成30年度～令和5年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数 (65歳以上)	2,518人	2,479人	2,435人	2,404人	2,379人	2,344人
要支援・要介護 認定者数	538人	556人	532人	526人	537人	542人
要支援1	79人	85人	73人	64人	61人	69人
要支援2	105人	112人	115人	123人	148人	148人
要介護1	118人	101人	91人	81人	82人	68人
要介護2	85人	91人	87人	104人	98人	93人
要介護3	84人	60人	61人	62人	50人	62人
要介護4	67人	73人	67人	52人	61人	68人
要介護5	30人	34人	38人	40人	37人	34人

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（「介護保険事業状況報告年報」令和5年度は3月月報）

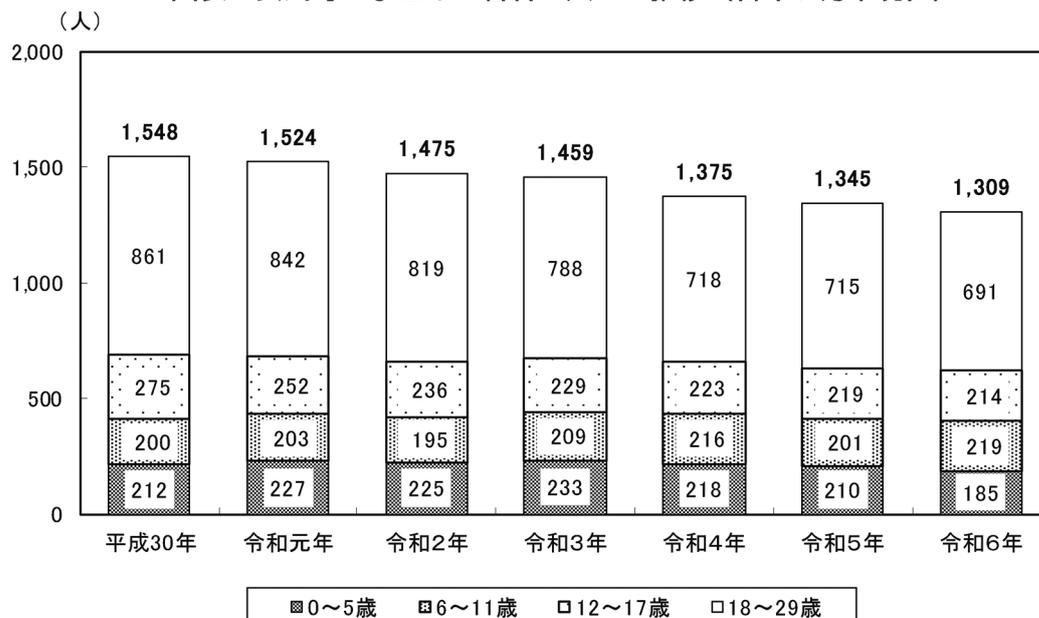
(3) 子ども・子育て

① 子ども・若者の人口

子ども・若者の人口（0～29歳）は、減少傾向にあり、令和6年9月30日現在では1,309人となっています。

年齢別にみると、12～17歳、18～29歳が特に減少傾向にあります。

図表 女川町の子ども・若者の人口の推移（各年9月末現在）

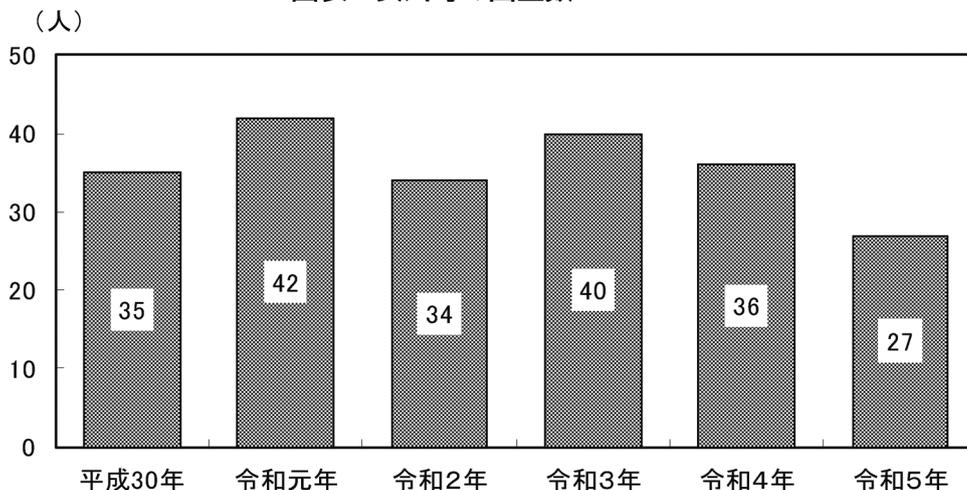


資料：女川町住民基本台帳

② 出生数

女川町の出生数（出生届時に女川町に住民登録をした人数）は、平成30年以降、30～40人前後で推移していましたが、令和5年は30人を下回り、27人となっています。

図表 女川町の出生数

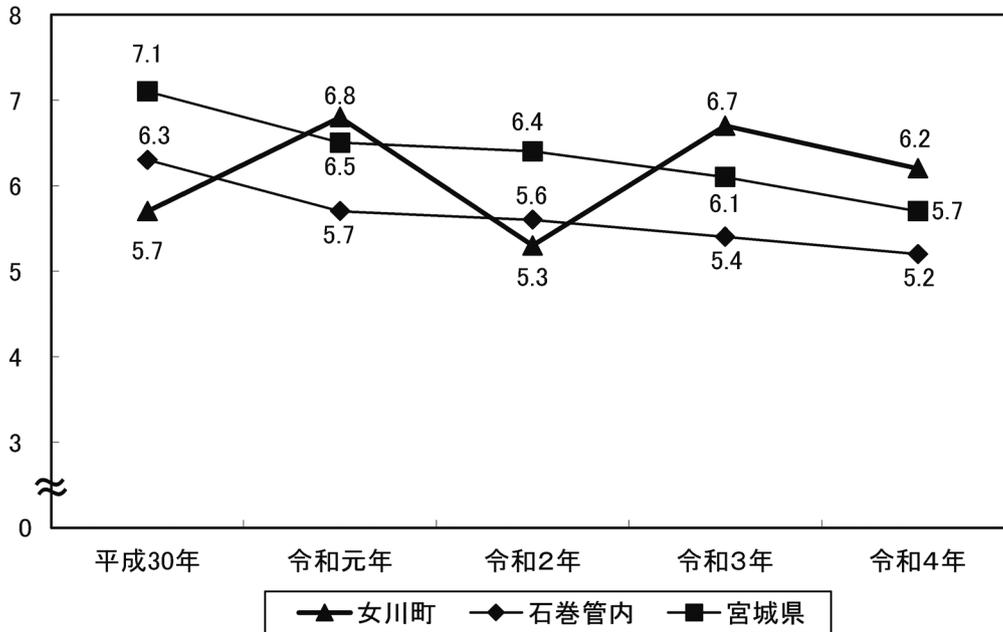


資料：女川町健康福祉課

③ 出生率

本町の出生率(人口1,000人当たりの出生数)は、令和4年で6.2となっており、宮城県、石巻管内を上回っています。

図表 出生率 (人口1,000人当たりの出生数)

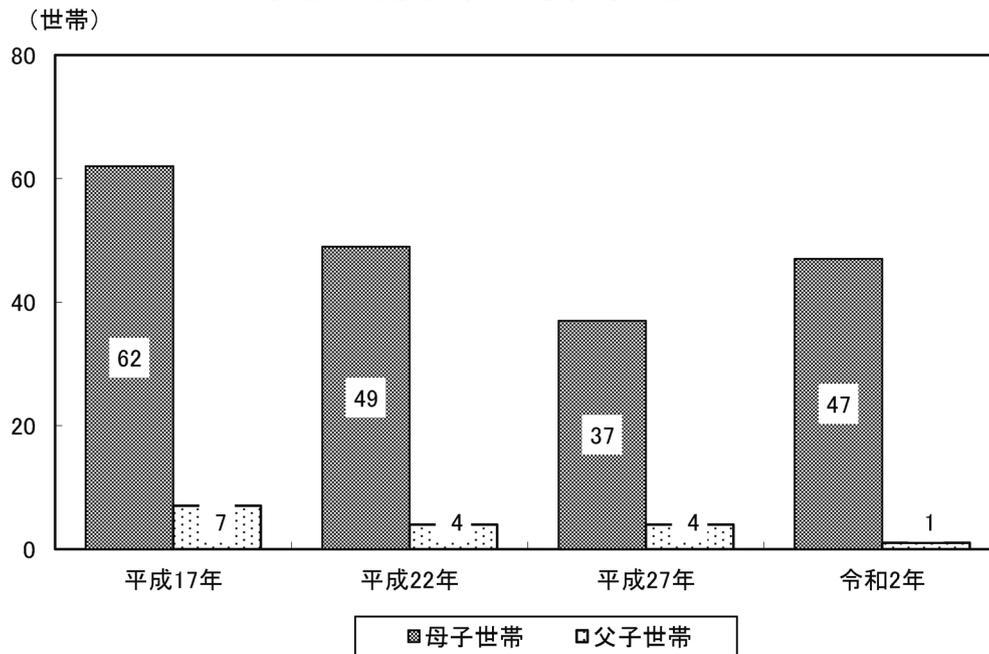


資料：宮城県ホームページ、人口動態統計

④ 母子世帯・父子世帯の推移

本町の母子世帯は平成17年から平成27年まで減少傾向にありましたが、令和2年にかけて増加し、47世帯となっています。父子世帯は平成27年から減少し、令和2年は1世帯となっています。

図表 母子世帯・父子世帯の推移



資料：国勢調査

※母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯

※父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯

(4) 障害のある人

① 身体障害者手帳交付者数

身体障害者手帳の交付数は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度は251人となっています。障害別にみると、「内部障害」が105人、「体幹・肢体不自由」が95人となっています。

図表 身体障害者手帳交付者数の推移（各年度末）

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内部障害	118	112	118	111	111	105
体幹・肢体不自由	124	129	117	111	101	95
聴覚・平衡機能	30	29	31	29	24	28
視覚障害	17	19	16	18	17	17
音声・言語・咀嚼機能障害	3	4	6	6	11	6
合 計	292	293	288	275	264	251

資料：健康福祉課

② 療育手帳交付者数

療育手帳の交付者数は、令和2年度から横ばい傾向にあり、令和5年度は50人となっています。令和5年度の内訳は、A（重度）が18人、B（その他）が32人となっています。

図表 療育手帳交付者数の推移（各年度末）

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A（重度）	20	20	20	19	18	18
B（その他）	24	24	29	30	32	32
合 計	44	44	49	49	50	50

資料：健康福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和3年度以降60人台で推移しており、令和5年度は68人となっています。等級別にみると、2級、3級が多く、令和5年度の内訳は、1級が5人、2級が34人、3級が29人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和4年度以降120人台で推移しており、令和5年度は120人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年度末） (人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者 保健福祉手帳 交付者数	1級	3	3	4	4	3	5
	2級	28	30	30	35	36	34
	3級	16	19	22	27	26	29
	合計	47	52	56	66	65	68
自立支援医療（精神通院医療）受給者数		102	109	117	109	121	120

資料：健康福祉課

④ 特別支援学級の状況

特別支援学級に在籍する生徒数は、令和5年度は小学校7人、中学校7人となっています。

図表 特別支援学級に在籍する生徒数の推移 (人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	4	4	4	5	6	7
中学校	3	4	5	4	3	7

資料：教育局

(5) 生活保護

生活保護世帯数・人数は、平成30年以降増加傾向にありましたが、令和4年、5年と減少に転じており、令和5年は生活保護世帯数が48世帯、人数は57人となっています。

図表 生活保護世帯の推移（各年4月1日現在） (世帯、人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	50	51	53	55	56	48
人数	60	61	71	71	64	57

資料：女川町

(6) 成年後見制度

令和5年度現在における本町の成年後見制度町長申立件数の後見人等の内訳をみると、司法書士が3件、社会福祉士が2件、社会福祉法人が1件となっています。

図表 成年後見制度の後見人等の内訳（令和5年度末） (件)

	司法書士	社会福祉士	社会福祉法人
後見	1	0	0
保佐	2	1	1
補助	0	1	0
申立件数	3	2	1

資料：女川町

(7) 避難行動要支援者

「女川町地域防災計画」において、在宅要配慮者のうち、避難行動要支援者の範囲が改められ、以下のとおりとなりました。

【支援対象範囲】

- 生活の基盤が自宅にあり、地域による支援を希望する方で、以下の要件に該当する方
- ① 要介護認定3以上を受けている者で、障害高齢者の日常生活自立度がB1以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者
 - ② 身体障害者手帳2級以上の聴覚・視覚障害者又は3級以上の肢体・体幹障害者
 - ③ 療育手帳Aの所持者
 - ④ 精神保健福祉手帳2級以上の所持者で単身世帯の者
 - ⑤ その他支援が必要な者（難病者等）

避難行動要支援者は令和6年6月1日現在では、271人となっています。

図表 避難行動要支援者（令和6年6月1日現在） (人)

対象		人数
要介護認定者	要介護認定3以上を受けている者で、障害高齢者の日常生活自立度がB1以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者	136
障害者手帳所持者	身体障害者手帳2級以上の聴覚・視覚障害者又は3級以上の肢体・体幹障害者	57
	療育手帳Aの所持者	10
	精神保健福祉手帳2級以上の所持者で単身世帯の者	14
その他支援が必要な者（難病者等）		83

※複数の対象項目に該当する方もいるため、各項目人数の合計は上記の避難行動要支援者数と異なります。

3 第5次女川町地域福祉活動計画の評価

(1) 第5次計画評価を振り返って

「第5次計画」では、地域での住民同士のつながりや支え合いを軸に、住民一人ひとりの幸せを実現するための取り組みの大きな柱として、次の4つの基本目標を掲げました。

基本目標1 「一人ひとりが自分らしく暮らせる地域」(自助から互助)

基本目標2 「互いが支えあう地域」(自助・互助・共助)

基本目標3 「誰もが安心して暮らせる地域」(自助・互助・共助を支える公助)

基本目標4 「組織の基盤強化」

この5年間、これらの目標を達成するために様々な取り組みを住民・地域にかかわるすべての人とともに行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症は日常生活に大きな変化をもたらし、地域での様々な活動の自粛などが相次いだために、計画どおりの地域福祉推進には至らない点がありました。

(2) 第5次計画の評価

第6次計画策定においては、次の3つの観点から協議・検討を重ね計画策定を進めてきました。

1つ目が、「第5次計画」の評価を行い、第6次計画に反映させること。

2つ目は、第5次計画期間の5年間の地域の変化や現状、加えて、地区座談会や町民アンケート調査による住民の声を踏まえ、さらに、これらの結果からでは読み解けない事柄については、質的調査として関係機関や団体等に対し、個別やグループに対するヒアリング・アンケート調査を実施し、分析した結果を反映させること。

3つ目は、町が策定する女川町地域福祉計画(第3次)との整合性を図り、一体的な計画策定を行うこと。

上記の3点を踏まえ、第6次計画の基本目標や取り組み内容を組み立ててきました。

そして、第5次計画の評価においては、各基本目標の5年間のそれぞれの取り組み内容を量的・質的に捉えて評価し、その評価に対する課題整理を行い、第6次計画での取り組みにつなげるための方向性を整理しました。

基本目標1 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域

「一人ひとりが、自分自身を大切にし、その人らしい自立した生活ができること」を目指して各事業に取り組んできました。特に、暮らしやすい地域づくりへの取り組みでは、周囲の人々とのつながりを持つことが大切であるとの観点から、社会参加を意識した事業の展開を図り、「地域・地区」での活動に焦点を当てて事業を実施しました。

【取り組み内容】

- 1 - 1 住民の権利擁護の実現
- 1 - 2 健康な心と体づくり
- 1 - 3 社会参加へのきっかけづくり

【評価】

- 既存の制度やサービス利用者に対する支援と利用に向けた周知活動が行えた。
- 健康な心と体づくりを社会参加のきっかけづくりとして、参加者の意見を取り入れながら、「場」の提供と「参加意欲」の高揚について意識し、地域でのつながりや自分らしい生活を送るための支援ができた。

【課題】

- 権利擁護事業についての周知が不十分なため、利用できる制度や事業の理解が進んでいない。
- 意欲的に活動する住民がいる一方で、住民同士の関係性から行事に参加しなくなった住民の孤立感が伺える。
- 地域の担い手として育成した方の実践の場づくりや新たな人材発掘ができていない。
- 場づくりの支援はできたが、参加者の偏りに対する対応はできていない。
- 住民が主体となった活動はできているが、生きがいを持ちより意欲的な生活を送るための活動企画に対する支援はできていない。

【方向性】

- ☆権利擁護事業についての理解促進と啓発活動の継続。
- ☆支援を行うための実務者や関係機関の連携とネットワークの構築。
- ☆住民が主体的・意欲的に活動に取り組むための支援の継続。
- ☆住民の活動に選択肢が持てるような多様な機会と多世代が集まれる集いの場づくり。
- ☆担い手が活躍できる場づくり。

基本目標2 互いが支えあう地域

「一人ひとりが孤立感を感じることなく、互いを尊重し、多様性を認めあえる地域づくり」や「自分の力を地域に活かすことで、一人ひとりが担い手となり、支え合える地域づくり」を目指し、住民主体による支え合い活動の充実に取り組んできました。

【取り組み内容】

- 2-1 ボランティア活動の活性化
- 2-2 住民主体による支えあい活動の活性化
- 2-3 支えあうためのネットワークの充実

【評価】

- 地域での見守り活動が行われている地区では、行政区長や民生委員児童委員・福祉活動推進員の連携が図られている。
- 関係機関と顔の見えるネットワークによる連携した支援が行えている。
- 住民や関係機関と協議の場を持ち、情報共有を図ることで、地域の課題や現状把握が行えた。

【課題】

- ボランティアの養成ができていない。ボランティアの紹介や活動の斡旋ができていない。
- 担い手育成ができていないため、住民主体の活動が困難になってきている地区がある。
- 把握できた課題に対する対応や住民が主体となった活動、生活支援サービスなどの資源開発にはつながっていない。

【方向性】

- ☆ ボランティアセンター機能を見直し、活動者の発掘と新規登録者の確保。
- ☆ ボランティア活動の理解促進と意識の醸成。
- ☆ 住民による地域活動や支え合い活動への支援の継続。
- ☆ 災害時における住民による支え合い活動に対する意識啓発と防災・減災活動の展開。
- ☆ 商店街や企業との協働・連携した事業展開の働きかけ。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域

生活支援コーディネーターを中心に職員が地域に出向くことで、地域や住民と本会との関係構築が図られた結果、より身近な存在に感じてもらえるようになったことで、生活困窮等をはじめとした多様な相談が寄せられるようになり、総合相談窓口としての役割を発揮することで、住民が安心して暮らしていくための取り組みを進めることができました。

【取り組み内容】

- 3-1 相談しやすい環境整備
- 3-2 情報の活用促進
- 3-3 生活困窮者への支援
- 3-4 災害時支援のための協働

【評価】

- 地域や住民との関係性づくりが図られた結果、相談しやすい関係が構築され、地域での困りごとを社協につなぐという仕組みができつつある。
- 生活困窮者に対する自立相談支援機関等と連携した相談支援や資金の貸付、フードバンク等を通じた支援を実施できた。

【課題】

- どの年代に対しても偏りなく情報を発信できるよう、広報誌やホームページを継続しながら住民が必要とする新たな媒体の活用や情報を入手し、相談等につながるような工夫をする。
- 自然災害等に対する住民の防災意識の低下。
- 災害時に備えるためボランティア人材の確保に向けた、住民や企業等への働きかけができなかった。

【方向性】

- ☆住民が相談しやすい関係づくりと相談体制構築の継続。
- ☆生活困窮者に対する関係機関と連携した相談支援と寄り添った自立支援。
- ☆時代に合わせ様々な媒体を活用した、世代間に偏りのない情報発信。
- ☆自然災害等に対する防災意識の醸成と実践活動の実施。

基本目標4 組織の基盤強化

人材育成として内部研修の実施や外部研修への参加により職員のスキルアップを図った。
町内企業へ訪問し、会員加入について依頼を行い新規会員の獲得につながった。

【取り組み内容】

- 4-1 人材の育成と確保
- 4-2 経営基盤の強化

【評価】

- オンライン研修では、全国の研修など幅広く参加することができた。また、対面による研修では他の参加者との協議や交流・情報交換によりスキルアップを図ることができた。
- 新規の賛助会員や特別会員の確保ができた。

【課題】

- 参加した研修内容を職員全体にフィードバックする機会がないため、内容の共有による職員のスキルアップにはつながっていない。
- 職員に対し取得を推奨する資格が明示されていない。また、取得にあたってのバックアップや資格取得後の手当など、情報共有や検討が必要な部分がある。
- 賛助会費や特別会費の増収につながったが一般会費が減少しているため、法人全体での増収には至っていない。

【方向性】

- ☆研修参加後に内部研修を開催し、内容の共有を図りスキルアップにつなげる。
- ☆賛助会員・特別会員の継続的な獲得。

4 地区座談会の開催

令和5年12月6日～令和6年6月2日にかけて、女川町民を対象とした地区座談会を実施し、計177名の方にご参加いただきました。

今回実施した地区座談会では、第5次計画策定時に行った地区座談会（平成28年度～平成30年度実施）において住民から出された意見の変化などに着目し、生活の現状について分析を行いました。

（1）地区座談会開催の概要

①実施地域

・町内13地区で実施

町中心部 7地区（浦宿三・上一・上二・上三・小乗・清水・宮ヶ崎）

離半島部 6地区（野々浜・竹浦・御前浜・出島・寺間・江島）

②内 容

・町民アンケート結果報告。

・地区内でできていることや問題点を話し合う。

（2）町中心部住民からの意見による現状と分析

①若い世代・担い手・集いや交流の場に関する意見

- ・担い手・後継者のなり手不足。
- ・若者に事業を担ってほしい。
- ・事業に参加する顔触れと内容がいつも同じである。
- ・若者や子育て世代との交流がない。

【原因・分析】

- ・5年前と比較すると、以前は地区行事に対し、住民をより多く集めることへの関心が高かったが、現在は担い手や後継者に関する意見が多く聞かれ、いかに行政区を維持していくかという意識に変化してきている。
- ・現在も高齢者が事業運営の中心を担っており、今後は若い世代も含めた多世代の住民が企画から参加してもらえるような工夫が必要である。
- ・地区行事として、お祭りやクリスマス会は定着しているが、「防犯や防災」を目的とした活動であれば、さらに住民の参加が望めるのではないか。



②交通・移動手段に関する意見

- ・町民バスを使うにしても坂が多く、バス停まで行くのが難しい。
- ・バス停から自宅まで重い荷物を持ち歩くことが大変。
- ・地区内に送迎支援ができる協力者がいない。



【原因・分析】

- ・交通・移動手段に関する要望の声は多いものの、タクシーの利用や生協の宅配、移動販売などを利用しながら、町に住み続けることができている現状ではあるが、さらに既存の資源を活用できるような支援と新たな資源の開発を検討するなどの対策を講じていくべきだと考える。
- ・地区内で住民同士の支え合いにより、隣近所の方の送迎を行っている地区もあるが、高齢化により持続性が担保できない状況になっている。

③防災・減災に関する意見

- ・避難先までの移動が不安。
- ・災害の避難体制が心配。



【原因・分析】

- ・防災については、若い世代も含め幅広い年代で関心が高いものの、地域での取り組み実績は少ない。しかし、生活を守るために必要な取り組みであるため、目標を定めるなどし、着実に実施する必要がある。

(3) 離半島部住民からの意見による現状と分析

①若い世代・担い手に関する意見

- ・漁業への不安、後継者づくりに不安を感じている。
- ・実業団活動には旧住民の協力がある。

【原因・分析】

- ・担い手や若い世代不足の問題は、町中心部と同様であるが、若い世代へ全てを担ってもらいたいというような過度な期待ではなく、あくまでも自分たちが地域の担い手として活動を行いつつも、不足部分のサポートをして欲しいという前向きな意見と捉えられる。



②防災・災害時の避難対応等に対する意見

- ・高齢者が多く、災害時の住民避難や原発事故などの際の避難に対する不安。
- ・地域の消防団とチームワークが自慢。
- ・出島・寺間地区では、シェルター（放射線防護対策施設）の室内掃除を毎週水曜日に交代制で実施している。

【原因・分析】

- ・有事の際、すぐに助けが来ない状況を想定し、自分たちのできることに取り組んでいる。また、地域を守る消防団の存在を誇らしく思う点は、離半島ならではだと感じる。住民が不安に思っている点については、地域住民や行政、企業なども交えながらともに改善に向けて取り組んでいく必要がある。

③集いの場・交流に関する意見

- ・隣近所のお茶飲みや海産物等のお裾分けがある。
- ・お祭り、地区行事は住民みんなが協力。旧住民も帰省し参加している。

【原因・分析】

- ・住民が少ない地域だからこそ、一人ひとりが地域住民としての自覚を持ちながら、活動に参加している様子が伺える。また、地域性もあってか外部の人を快く受け入れ、一緒に活動を行おうとする土壌がある。
- ・小さな地区であるがゆえに、話し合いの場の必要性を住民自身が感じ、地域をよりよくしていこうという意識が高い。

④移動手段や交通に関する意見

- ・移動販売が来ないため、買い物が不便である。また、町民バスを利用した際に、乗客が多いために次の便に回されたことがある。町中心部へ行く機会の際には、買い物で荷物も多くなることから、島民の利用目的を考慮した車両のサイズでの運行を望む。

【原因・分析】

- ・今ある資源をアレンジ・活用しながら、自分たちの力で生活をより良くしていこうという前向きな意見が多く見受けられる一方で、町中心部で出された交通手段に対する意見の「質」とは異なり、移動手段の確保ができないことで命と直結する問題を含んでいることから、住民を含め行政と一緒に検討していく必要がある。

⑤地域環境・防犯・その他に関する意見

- ・鹿や野良猫などの野生動物による被害や、除草作業が追いつかない。
- ・出島・寺間地区では、出島架橋開通後の生活の変化について、楽しみでもある一方、不法投棄や空き巣のおそれなどに関する不安がある。

【原因・分析】

- ・環境問題については、現在は住民だけで対応しているが、追いつかない状況であり、ボランティア活動として、また、離半島の住民との交流を含めた事業として立案できないか、外部の力を活用していく必要があると考える。
- ・出島・寺間地区では、出島架橋がつながってからの生活を危惧する意見が多くある現状であり、防犯面やゴミの不法投棄など、これまではなかった不安要素が出てきていることから、本会でもともに考え、取り組んでいく必要がある。

⑥医療・身体に関する意見

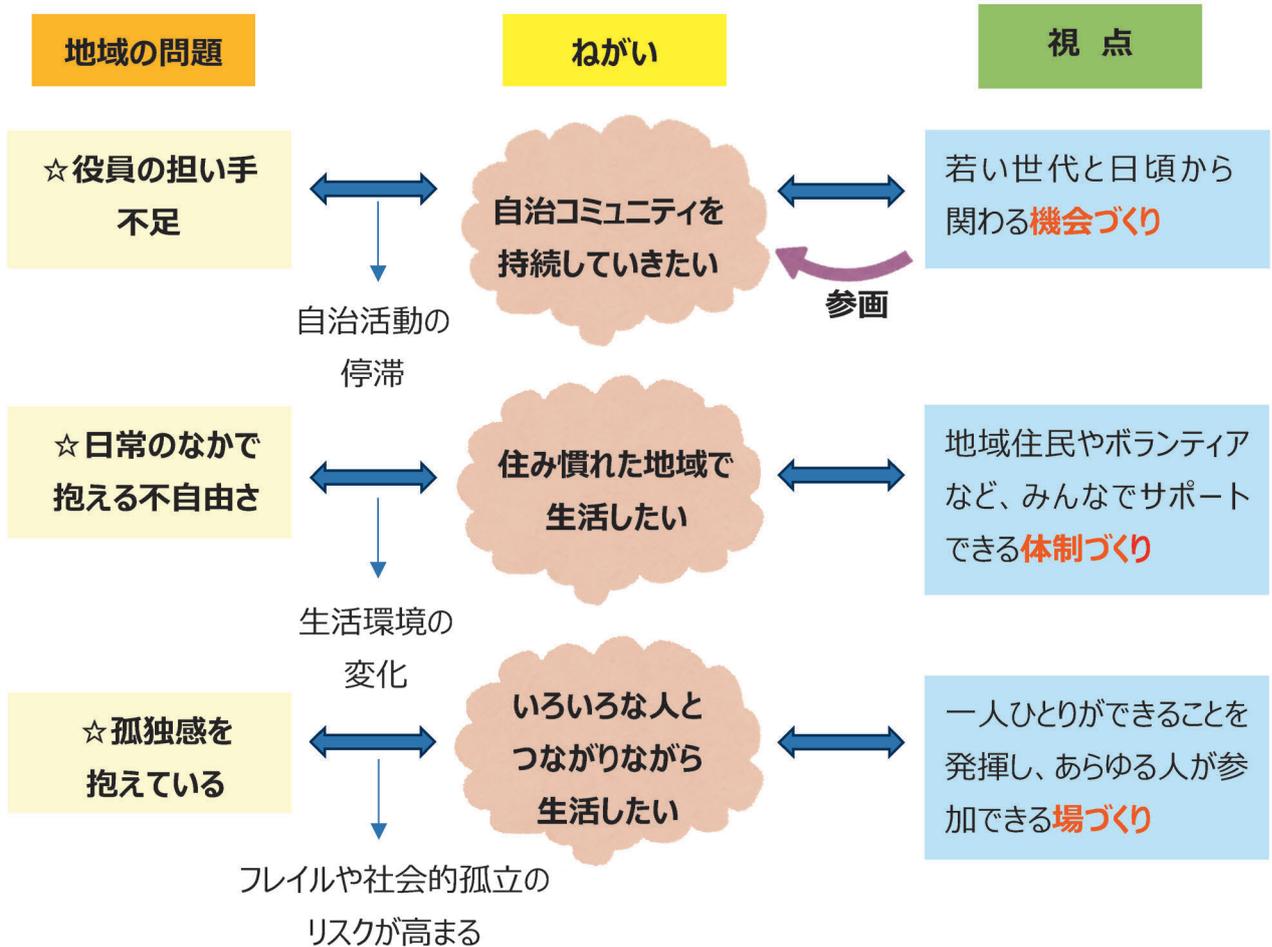
- ・身体が弱くなれば、離半島では生活できないことはわかっており、隣近所の協力があるからこそ、住み続けられている現状である。また、緊急時等、集会所に公衆電話・テレビ電話を活用した応急対応等ができるといいと思うが、インターネット環境が悪い。

【原因・分析】

- ・自身が健康でなくなれば、住み続けることができないという覚悟が、不自由さを自分たちで解決しようとする行動につながっていると考える。
- ・集会所などへのテレビ電話等の設置は、交通の利便性が悪い離半島だからこそ、特に有事に対する備えとして必要であり、テレビ電話を活用した医療機関の受診などが全国的に展開されていることから、行政や離半島の住民とともに、今後の生活について考えていく必要がある。

(4) 地区座談会を終えて

◆次期計画に反映させるべき視点



◆この5年間のなかで新たに出生された関心事

「地域に外国人が増えて怖い。」

「夜間時の交通面を踏まえた石巻市内病院受診への不安。」

「原子力災害は自然災害と避難場所や対応が異なっていることから困惑する。」

「ボランティア活動をしたいと思うが、地域内での活動が少ない。」

「町内でも空き家が目立ち、防犯上も不安要素となっている。」



5年という月日のなかで、地域は変わってきています。言い換えれば、私たちの生活が変化してきているということになります。その「変化」を見逃すことなく、地域をよりよくしていくために住民とともに取り組んでいく必要があります。

5 町民アンケート調査（女川町地域福祉計画（第3次）より一部抜粋）

（1） 調査概要

調査名	地域生活に関する調査
調査目的	女川町地域福祉計画（第2次）の計画期間終了に伴う、「女川町地域福祉計画（第3次）」と「女川町社会福祉協議会地域福祉活動計画（第6次）」を策定するために実施したもの。
調査対象	女川町に居住する18歳以上の町民500人 （令和5年8月1日現在の住民基本台帳から地区・年代で層化し無作為抽出）
調査方法	郵送配布－郵送回収 督促礼状1回
調査時期	令和5年8月23日（水）～9月13日（水）
有効回収数 （有効回収率）	246（49.2%）
実施主体	女川町

※本会では、町が実施した「町民アンケート調査」について、平成30年度に行ったアンケート調査以降の意識や行動変容について、独自で分析を行っています。（詳細P40～42掲載）

(2) 調査結果 (抜粋)

① 地域の支え合いつながりあい

◆ 普段の近所づきあいの程度

普段の近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度（43.5%）」が4割台を占め、「顔が会えば立ち話をする程度（28.9%）」が2割台後半、「家を行き来するなど親しくつきあっている（16.7%）」が1割台、「ほとんどつきあいはない（10.6%）」が約1割となっています。

年代別にみると、年齢が低くなれば低くなるほど、近所づきあいが希薄になっており、18～29歳では、「あいさつをする程度（63.9%）」が6割台、「ほとんどつきあいはない（27.8%）」が2割台後半となっています。

普段の近所づきあいの程度（全体、年代別）

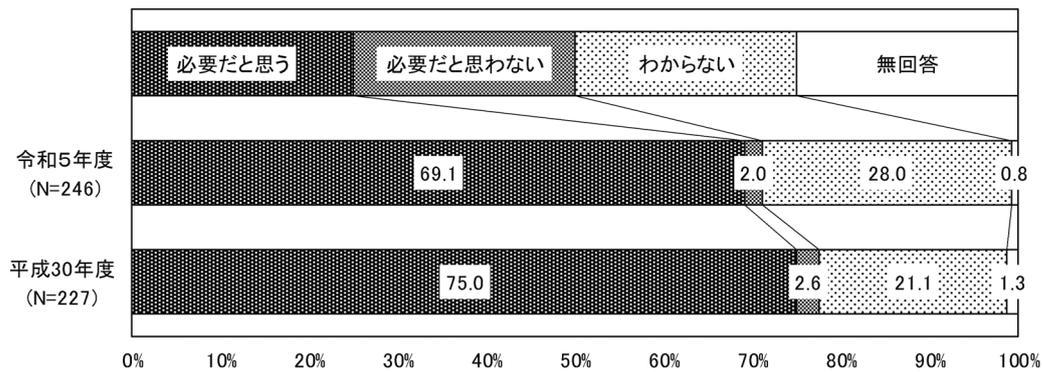
							(%)
		し家 くを つ き あ っ す る な ど 親	る 顔 程 度 が 会 え ば 立 ち 話 を す	あ い さ つ を す る 程 度	いほ とん ど つ き あ い は な	無 回 答	
全	体 (N=246)	16.7	28.9	43.5	10.6	0.4	
年 代 別	18 ~ 29 歳 (n= 36)	2.8	5.6	63.9	27.8	0.0	
	30 ~ 49 歳 (n= 41)	9.8	22.0	48.8	19.5	0.0	
	50 ~ 64 歳 (n= 53)	13.2	30.2	50.9	5.7	0.0	
	65 ~ 74 歳 (n= 63)	19.0	41.3	38.1	1.6	0.0	
	75 歳 以 上 (n= 52)	32.7	34.6	23.1	7.7	1.9	

◆住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性

住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性は、「必要だと思う（69.1%）」が7割弱、「わからない（28.0%）」が2割台後半となっています。

平成30年度調査と比較すると、「必要だと思う（75.0%→69.1%）」が低くなり、「わからない（21.1%→28.0%）」が高くなっています。

住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性（全体）【前回比較】

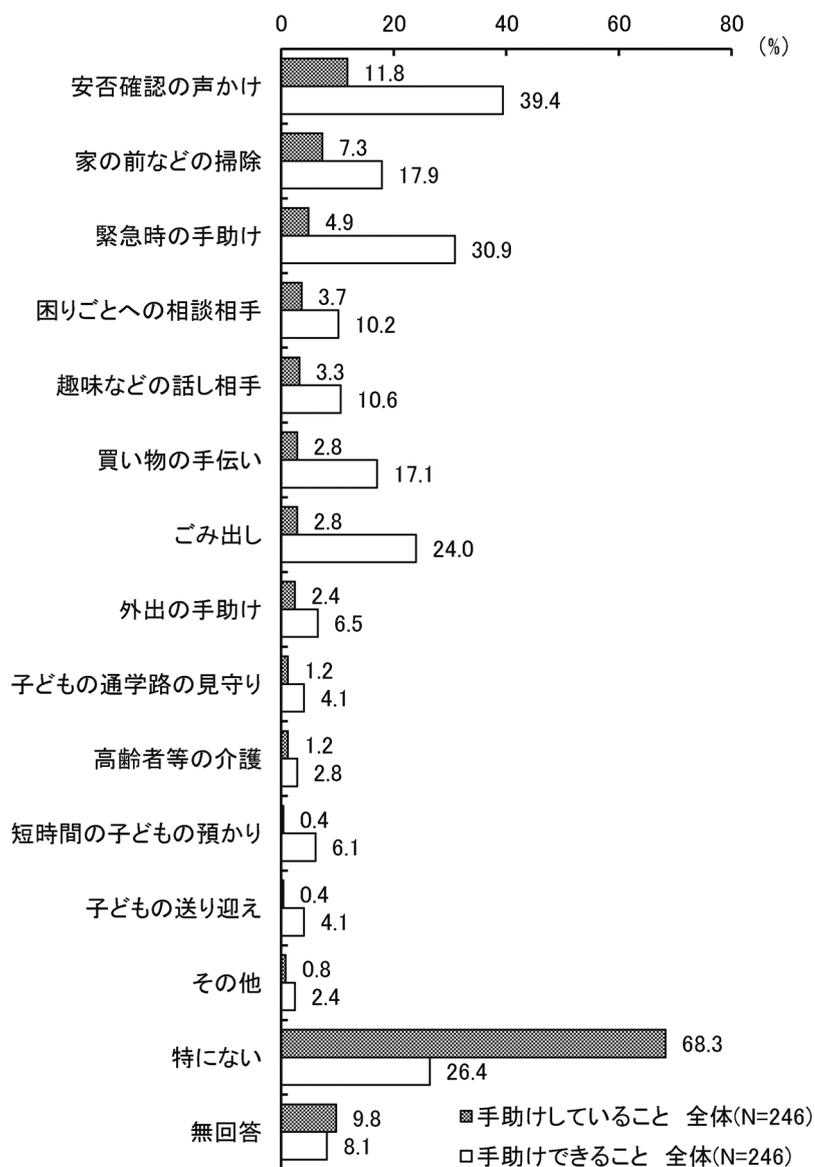


◆隣近所の困っている家庭への手助け

隣近所で困っている家庭があった場合に手助けしていることは、「安否確認の声かけ（11.8%）」が最も高く、「家の前などの掃除（7.3%）」、「緊急時の手助け（4.9%）」、「困りごとへの相談相手（3.7%）」が続いています。

隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできることは、「安否確認の声かけ（39.4%）」が最も高く、「緊急時の手助け（30.9%）」、「ごみ出し（24.0%）」、「家の前などの掃除（17.9%）」、「買い物の手伝い（17.1%）」が続いています。以上5項目は、手助けできることが手助けしていることを10ポイント以上上回っています。

隣近所の困っている家庭に手助けしていること、手助けできること（全体）：複数回答



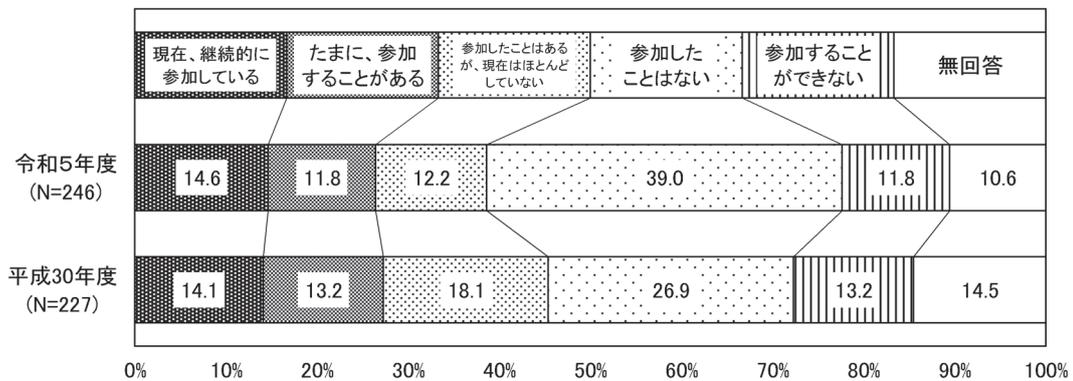
② コミュニティ活動

◆ ボランティア活動に参加した経験

ボランティア活動に参加した経験は、「現在、継続的に参加している（14.6%）」と「たまに、参加することがある（11.8%）」を合計した《現在参加している》は26.4%であり、「参加したことはあるが、現在はほとんどしていない（12.2%）」まで含めた《参加したことがある》は38.6%です。

平成30年度調査と比較すると、「参加したことはない」が26.9%から39.0%になっており、12.1ポイント高くなっています。

ボランティア活動に参加した経験（全体）【前回比較】



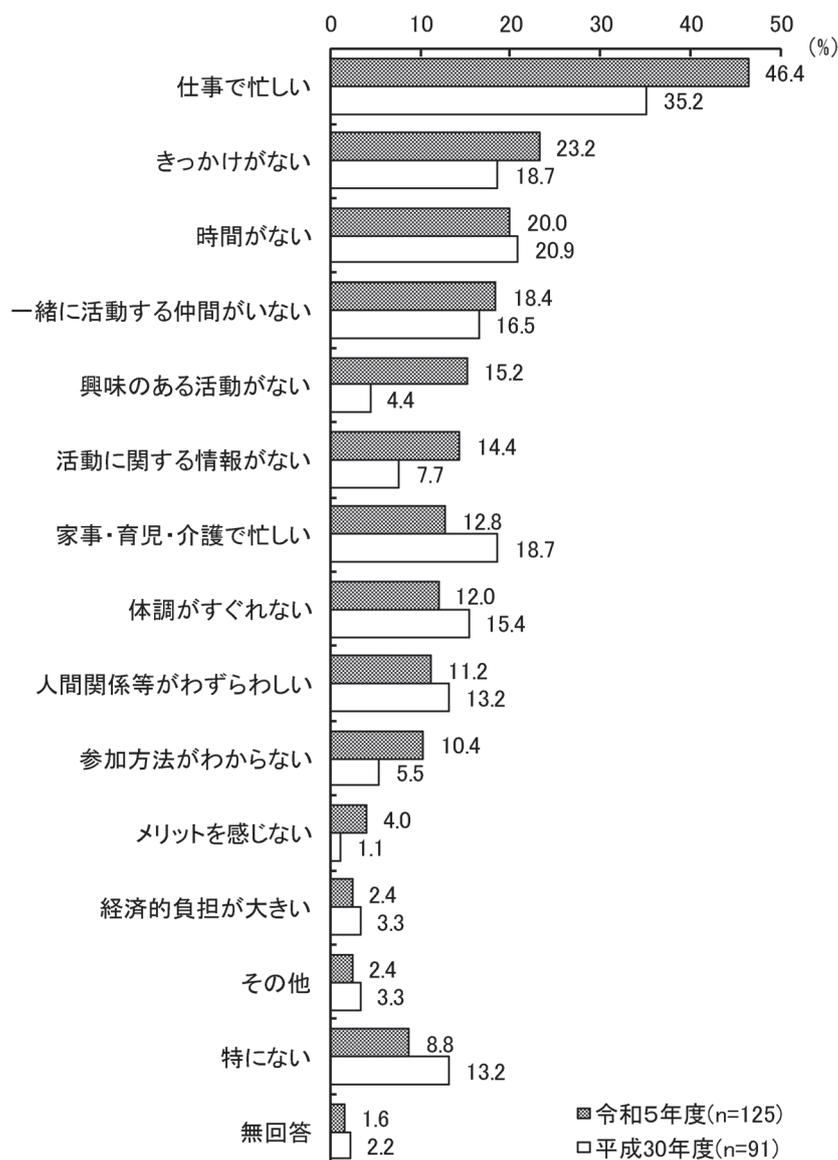
※平成30年度調査の選択肢は「参加」ではなく、「取り組む」としている

◆ボランティア活動に参加していない理由

ボランティア活動に参加した経験がないと回答した人に、ボランティア活動に参加していない理由をたずねたところ、「仕事で忙しい（46.4%）」が最も高く、「きっかけがない（23.2%）」、「時間がない（20.0%）」、「一緒に活動する仲間がいない（18.4%）」、「興味のある活動がない（15.2%）」が続きました。

平成30年度調査と比較すると、「仕事で忙しい（35.2%→46.4%）」が最も高いことは同様ですが、その割合は11.2ポイント高くなっています。また、「興味のある活動がない（4.4%→15.2%）」が10.8ポイント、「活動に関する情報がない（7.7%→14.4%）」が7.7ポイント高くなっています。

ボランティア活動に参加していない理由（全体）：複数回答【前回比較】
 <ボランティア活動に参加した経験がないと回答した人>



③ 福祉的な課題

◆ 経済的な理由で困ったことの有無

経済的な理由で困ったことの有無の（１）～（７）※について、いずれかで「あった」と回答した人について「経済的困窮経験あり」としたところ、「経済的困窮経験あり」の割合は18.7%となりました。

年代別にみると、「経済的困窮経験あり」の割合は、18～29歳で25.0%と高くなっています。

- ※（１）あなたやご家族が必要とする食料が買えないことがあった（嗜好品を除く）
 （２）あなたやご家族が必要とする衣料品が買えないことがあった（高価な衣服や貴金属を除く）
 （３）電気料金、ガス料金、電話代等の未払いがあった
 （４）家賃を滞納したことがあった
 （５）借金の返済を滞納したことがあった
 （６）あなたやご家族が病気やけがのために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったが、実際にはできなかった
 （７）あなたやご家族が進学（高校・大学等）をあきらめたり、進学先を変更したりしたことがあった

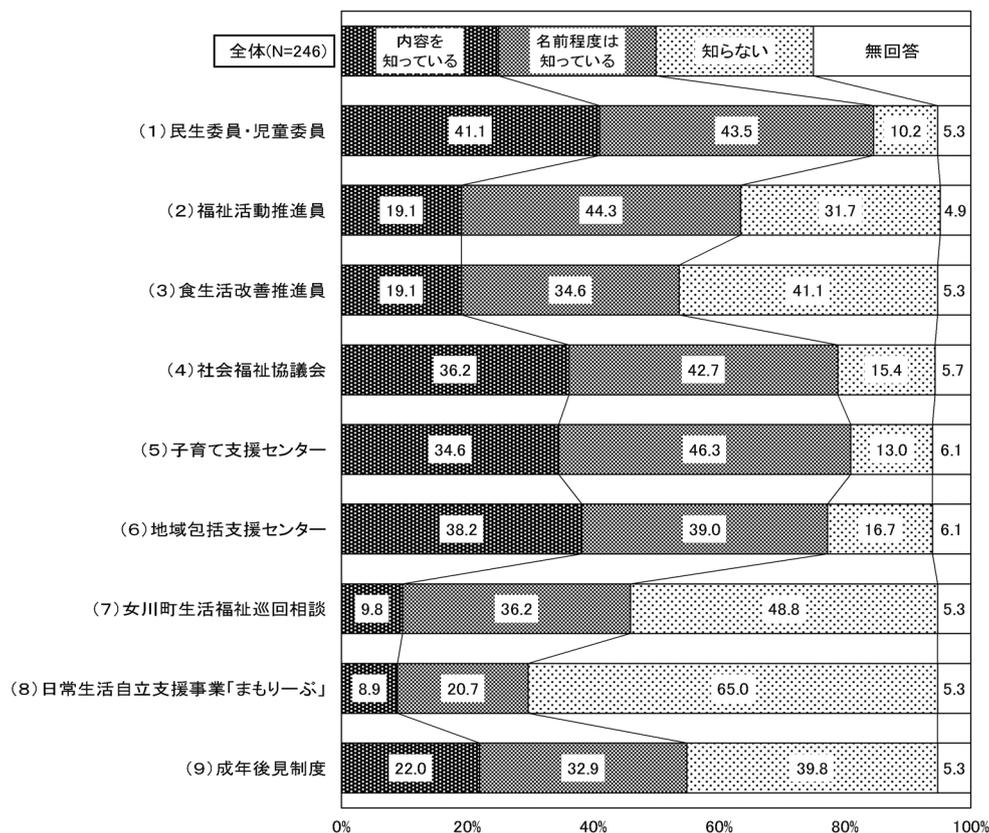
経済的な理由で困ったことの経験（全体、年代別）

		（％）		
		経済的困窮の経験あり	わ経済からの困窮の経験なし・	無回答
全	体（N=246）	18.7	78.0	3.3
年代別	18 ～ 29 歳（n= 36）	25.0	72.2	2.8
	30 ～ 49 歳（n= 41）	19.5	80.5	0.0
	50 ～ 64 歳（n= 53）	20.8	79.2	0.0
	65 ～ 74 歳（n= 63）	11.1	88.9	0.0
	75 歳以上（n= 52）	21.2	65.4	13.5

◆地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度

地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度は、「内容を知っている」は、『（１）民生委員・児童委員』で４割強、『（６）地域包括支援センター』、『（４）社会福祉協議会』、『（５）子育て支援センター』で３割台、『（９）成年後見制度』で２割台、『（２）福祉活動推進員』、『（３）食生活改善推進員』で２割弱、『（７）女川町生活福祉巡回相談』、『（８）日常生活自立支援事業「まもりーぶ」』で１割未満となっています。なお、「内容を知っている」と「名前程度は知っている」を合計した《知っている》でも、『（７）女川町生活福祉巡回相談』は４割台、『（８）日常生活自立支援事業「まもりーぶ」』は３割弱にとどまっています。

地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度（全体）

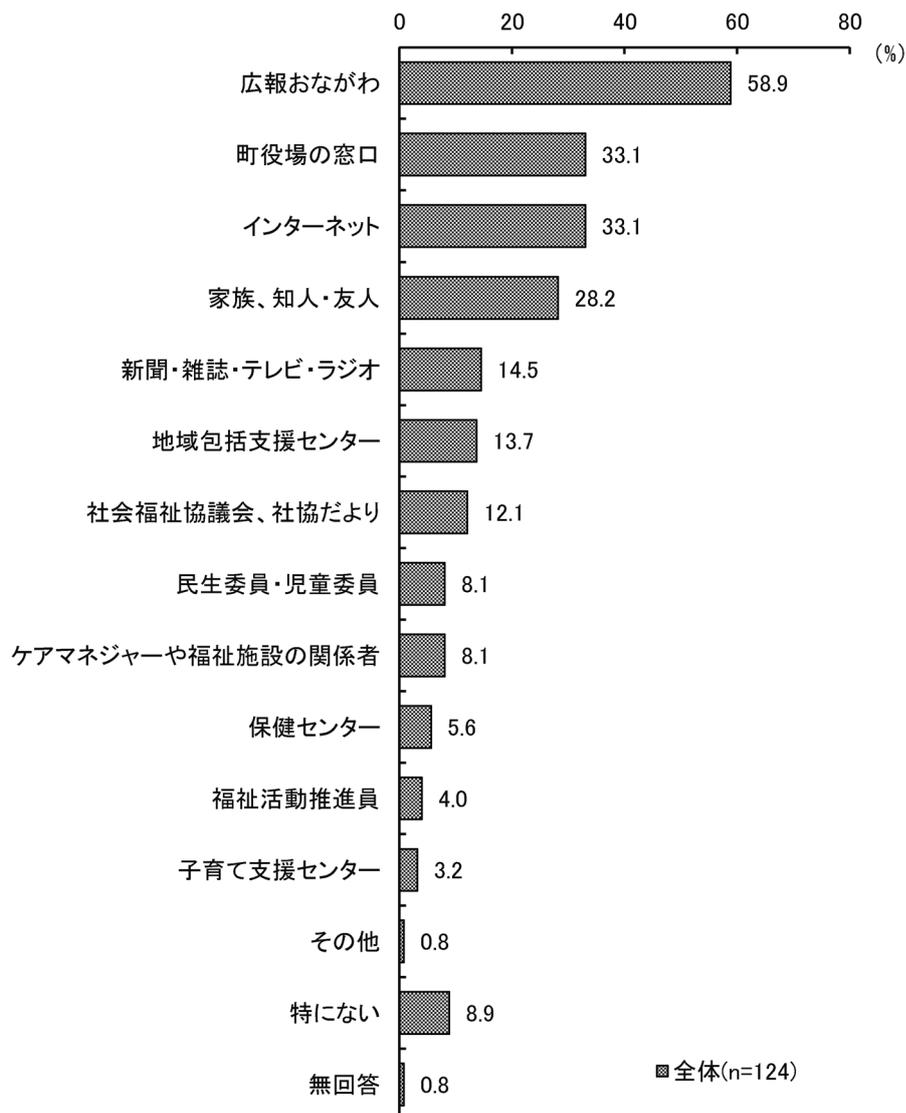


◆今後福祉サービスの情報を入手したい経路

福祉サービスに関する情報を入手できていない（「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」、「わからない」）と回答した人に、今後福祉サービスの情報を入手したい経路をたずねたところ、「広報おながわ（58.9%）」が5割代後半で最も高く、「町役場の窓口（33.1%）」、「インターネット（33.1%）」が同率で続き、次いで「家族、知人・友人（28.2%）」となりました。

年代別にみると、18～29歳、30～49歳では「インターネット」、50～64歳、65～74歳では「広報おながわ」、75歳以上では「広報おながわ」と「町役場の窓口」が同率で最も高くなっています。

今後福祉サービスの情報を入手したい経路（全体）：複数回答
 <福祉サービスに関する情報を入手できていないと回答した人>

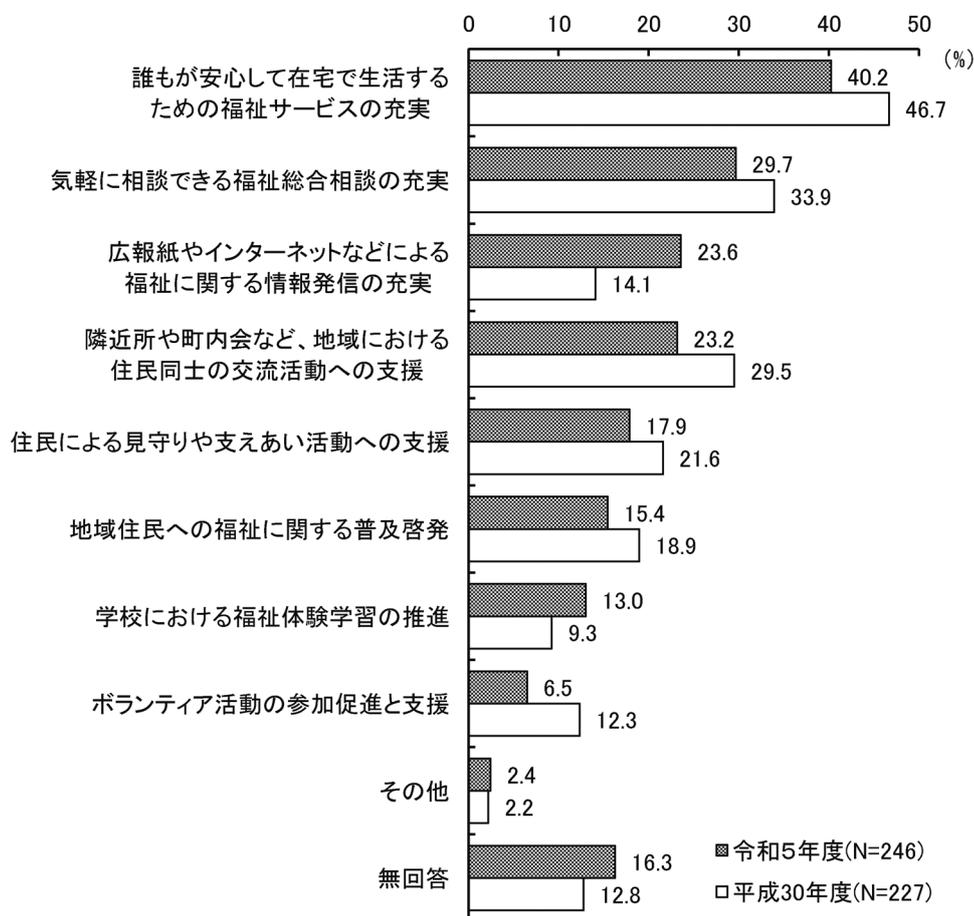


◆社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと

社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実（40.2%）」が最も高く、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実（29.7%）」、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実（23.6%）」、「隣近所や町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援（23.2%）」が続いています。

平成30年度調査と比較すると、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実（14.1%→23.6%）」が9.5ポイント高くなっています。

社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと（全体）：複数回答（3つまで）
【前回比較】



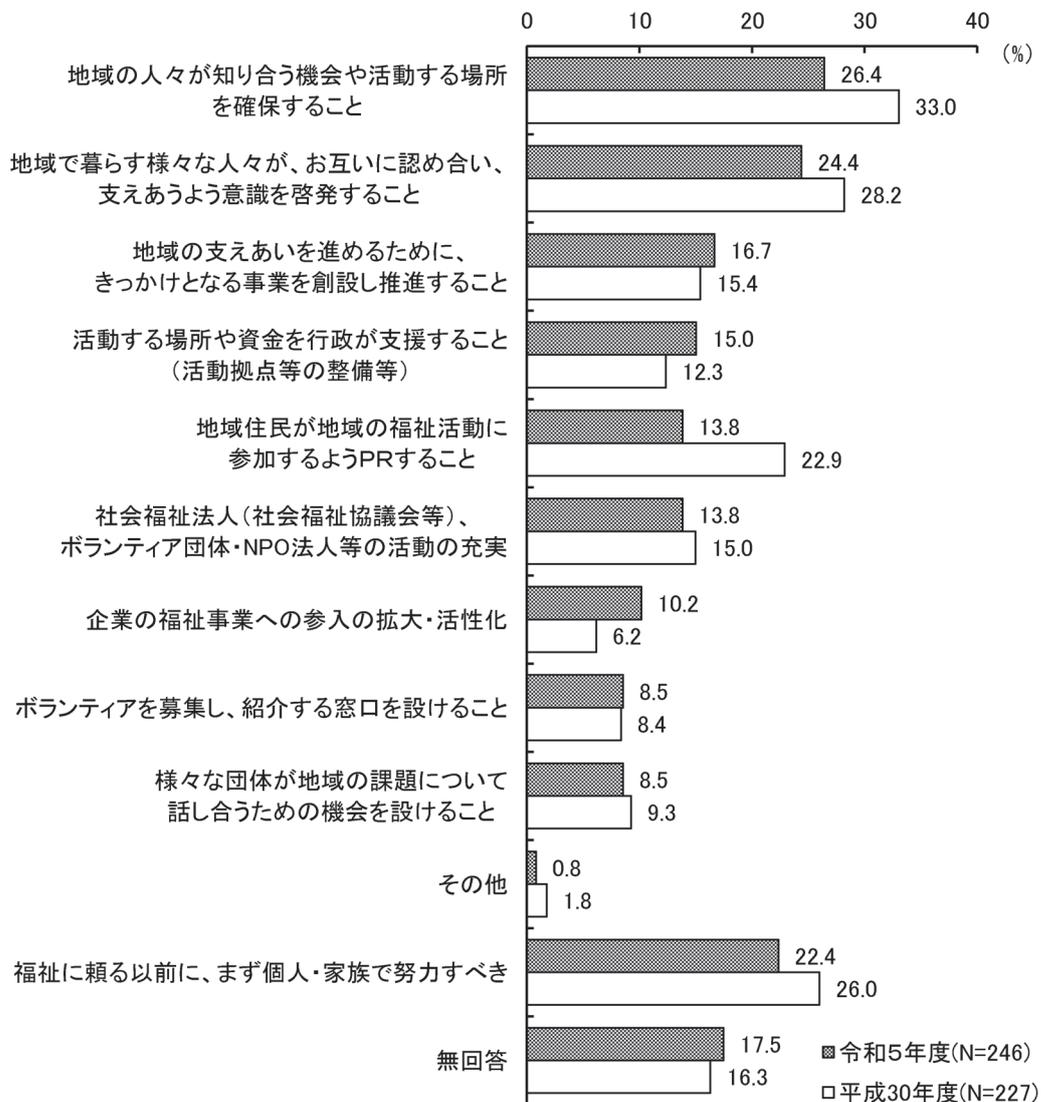
④まちづくり

◆地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこと

地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うことは、仕組みでは「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること（26.4%）」が最も高く、「地域で暮らすさまざまな人々が、お互いに認め合い、支えあうよう意識を啓発すること（24.4%）」、「地域の支えあいを進めるために、きっかけとなる事業を創設し推進すること（16.7%）」が続いています。なお、「福祉に頼る以前に、まず個人・家族で努力すべき」は22.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、上位2位は同様ですが、平成30年度調査で3位だった「地域住民が地域の福祉活動に参加するようPRすること（22.9%→13.8%）」は5位となり、9.1ポイント低くなっています。

地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこと（全体）：複数回答（3つまで）【前回比較】



(3) 町民アンケート調査結果の本会独自の分析

本会では、町が実施した「町民アンケート調査」を基に、前回（平成30年度）と今回のアンケート調査結果の比較を行い、住民の意識や行動変容について分析を行っています。

今回、分析を行ううえで留意した点としては、**調査当時の町の様子や社会背景などがどのような状況であったのか、またその状況が住民にどのような影響を与えていたのか**をしっかりと捉えたうえで、比較・分析を行うこととしました。

なお、分析の範囲については、本会に関連する項目のみを抜粋しています。

【平成30年度前後の背景】

【町の出来事】

- 平成29年～30年 町内災害公営住宅 完成 ・ 役場庁舎 完成
- 平成31年 野球場仮設住宅（最後の仮設住宅）の解体
- 令和2年～ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や行動制限

【住民の様子】

- 住み慣れた仮設住宅を離れ、新たな生活拠点への引越し
- 家賃や住宅ローンの支払いの開始
- 不慣れな集合住宅での生活
- 新たなコミュニティづくり
- 生活環境の変化への期待感と不安感の混在
- 新型コロナウイルスという脅威に対する恐怖から、自宅へ閉じこもり
- 人と対面することに対する遠慮 ⇒ 人とのかかわりに変化

【分析結果】

調査項目 ①地域の支え合いつながりあい

- ◆ 普段の近所づきあいの程度
 - 設 ◆ 隣近所の困っている家庭への手助け
 - 問 ◆ 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性
- ・住民の「普段の近所付き合い」の意識が変化していることがわかった。互いの家を行き来するような関係性だけでなく、今後は**顔見知りを増やしていく**ことが、住民相互の助け合いにつながっていくと考える。
- ・高齢者と若い世代では「支え合い・助け合い」の捉え方に違いがあった。若い世代でも、自分自身が経験したことであれば、我が事として考えることはできるが、自身が経験したことがない事柄に対しては、相手が困っていること自体に気づけないのではないかと。若い世代を対象に福祉学習を実施し**「支え合い」についての認識を確認しながら進めていく**ことが必要だと思われる。また、捉え方の相違を尊重しつつも、世代間がともに取り組むための方法を考えていく必要がある。

調査項目 ②コミュニティ活動

設 ◆ ボランティア活動に参加した経験

問 ◆ ボランティア活動に参加していない理由

- ・高齢者世代と若い世代は、**ボランティア活動の必要性に対して認識に差がある**。ボランティア活動の活性化や活動者を増やすためには、**ボランティアメニューなどを明確に示し、ボランティア活動に対する情報発信や養成等を行っていく必要がある**。

調査項目 ③福祉的な課題

◆ 経済的な理由で困ったことの有無

設 ◆ 地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度

◆ 福祉サービスに関する情報の入手程度

問 ◆ 今後福祉サービスの情報を入手したい経路

◆ 社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと

- ・「経済的に困ったことがある」との回答が前回より多くなっている。本会としても経済的困窮の根本的な解決に向けて、現在実施している貸付事業やフードバンクに合わせて、**各関係機関と連携しながら幅広い支援**を行う必要がある。
- ・各社会資源等の認知度については知っている割合が増加した。社会資源等の情報発信は継続して取り組んでいく必要があり、本会としても総合相談窓口として、つなぎ役を担いながら関係機関につなげていくことも必要と考える。
- ・「福祉サービスに関する情報の入手したい経路」については、「広報おながわ」の割合がもっとも高い、一方で本会が発行している「社協だより」が12.1%と低い割合となっていることをふまえると、本会に求められるものとして**情報発信の充実**があげられる。社協だよりやインターネットなどによる福祉に関する情報発信を強化する必要がある。また、**自分から情報を入手することができない人に対する支援の検討も必要**であると考えます。
- ・本会の活動で特に力を入れた方がよいこととして「誰もが安心して在宅で生活することができる福祉サービスの充実」が最も高く、続いて「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」となっている。住民が必要としている福祉サービスとは生活支援が主で、**住民のニーズを把握し、地域に即したサービスの開発が求められる**。

調査項目 ④まちづくり

設
問 ◆地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこと

- ・地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うことについては「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること」と「地域で暮らす様々な人々がお互いに認め合い支え合う意識を啓発すること」の割合が高かったが、いずれも前回調査からは減少している。
- ・「福祉に頼る以前に、まずは個人・家族で努力すべき」という回答は、高齢者の方が高い傾向にあった。一方で職場に属している若い世代からは「企業の福祉事業への参入の拡大・活性化」を期待する回答が高く、住んでいる地域よりも職場が生活拠点としてウエイトを占めていると捉えられることから、居住地域だけではなく幅広く捉えた地域福祉活動を考えていく必要がある。
- ・住民相互の自主的な支え合いの必要性を意識的にアプローチしていく必要がある。

6 関係機関・団体等への調査

町民アンケート調査結果や地区座談会で出された意見をさらに深めることを目的として、調査対象者を拡大し、本会独自のアンケート調査やヒアリング調査を実施しました。

なお、調査の概要等については以下のとおりです。



(1) アンケート調査について

①若い世代（女川町立女川小中学校・宮城県立支援学校女川高等学園の保護者）

○回答者数：78名

○調査内容：防災に対する意識について

【調査結果】

- ・日頃から、「災害時の避難先」についての話し合いを行っている家庭が圧倒的に多かった。
- ・災害時のボランティア活動については、町内外問わず「参加したい」という意見が多かった。また、ボランティアへの参加意思を示す人は、防災学習などへの関心が高い傾向にあり、親子で参加を希望する方が多かった。
- ・自宅などが被災した場合、ボランティアを受け入れるかという問いでは、状況にもよるが、手伝ってほしいという回答が多かった。

②本会賛助会員・特別会員企業

○回答社数：15社

○調査内容：企業の地域貢献に関する認識や取り組み状況について

【調査結果】

- ・地域貢献活動に関心があるという回答は比較的多く、内容としては、「住みよい魅力あるまちづくりをしていく活動」として清掃活動への関心が高かった。しかし、実際に活動を行うためには、活動時間の確保が課題となっていることも挙げられており、次いで、活動に関する情報が不足していることも課題となっている現状であった。また、地域貢献・ボランティア活動への協力については、内容によっては、企業としても協力できるという回答が多かった。

③子育て世代（女川町立第四保育所・女川町立しおかぜ保育所利用幼児の保護者、女川町子育て支援センター利用者保護者）

○回答者数：96名

○調査内容：子育て世代の様子や地域との関わり方、日頃感じている問題について

【調査結果】

- ・日頃の交流活動への参加状況については、「参加していない」が多い状況となっており、参加していない理由としては、時間がないという意見が一番多く、次いで、一緒に活動する友達が少ない、興味のある活動がないという回答となった。一方で、「参加している」と回答した人の主な内容については、自治会活動が一番多く、次いで、子供会やPTA活動と子供を中心とした活動への参加が多くなっている。
- ・地域に対して取り組んでほしい内容のなかには、「地域に子供の遊ぶ場を作ってほしい」という意見があり、地区座談会などでも同様の意見が出され、重なる部分が見えた。

(2) ヒアリング調査について

①児童・生徒（女川町立女川小中学校及び宮城県立支援学校女川高等学園の児童・生徒）

○回答者数：小学生8名・中学生7名・高校生6名（書面1名）

○調査内容：子供たちの防災に対する意識について

【調査結果】

- ・災害に対する備えについて、小・中学生の場合、学校での防災学習において、災害発生時の行動や避難場所について把握できている。また、有事の際には、手持ちのスマホやタブレットなどから情報を入手するという意見が多く聞かれ、防災グッズとして充電器などを備えている生徒もいた。
- ・「災害時にできること」としては、ボランティア活動へ参加し、役に立ちたいという思いはあるが、活動内容が不明確だと、「子供」という立場では参加しにくい。
- ・東日本大震災を知らない世代へ自分たちが伝えていく必要があるという意識があり、また、伝える学年等に応じて、伝え方を変える配慮も必要であるという認識があった。

②女川町地域活動支援センターうみねこ園利用者の保護者

○回答者数：8名

○調査内容：障害を持つ子を養育する親としての想いについて

【調査結果】

- ・災害発生時には、避難所の問題や周囲から障害に対する理解が得られないだろうという諦めと覚悟があり、障害による特性もあるため、自宅で待機を余儀なくされている意見がほとんどであった。
- ・地域のイベント等については、親子での参加が望ましいが、障害による特性などから人と交わることが難しい面もあるため、保護者のみが参加し、地域住民との関係性を築いている。
- ・障害をもつ子供が、大人になっても女川町で安心して住み続けられるような町であってほしいと願う声があった。

③外国人（技能実習生）

○回答者数：5名（ベトナム人）及び受け入れ企業1社

○調査内容：仕事以外の地域での地域生活について

【調査結果】

- ・情報入手については、テレビやラジオでは言語の関係から入手が難しいため、SNSに限定した入手方法となっている。また、日本語を勉強してから来日しているため、日本語での簡単な会話はできるが、難しい内容については翻訳アプリなどを活用していることがわかった。
- ・住む地域の避難場所を知らないものの、大きな地震などが起きた場合には、高いところへ逃げるということは認識している。
- ・職場では、一定数の日本人との交流はあるが、地域に戻るとあいさつ程度で交流するまでには至っていない。職場以外で、町内に日本人の友人はなく、実習生からは、日本人と交流する機会を多く持ちたいという意見が多く聞かれた。



(3) 調査を終えて

調査内容については、それぞれの調査対象者へ異なる内容を設定し実施しました。その結果、以下の2つのキーワードがみえてきました。この2つのキーワードが私たちの生活をより安心・安全に営むために必要であると住民一人ひとりが認識できているからであると考えます。

この2つのキーワードに関し、本会では方向性を次のように整理しました。

◆ 防災・減災

○東日本大震災の教訓を活かし、福祉避難所の設営と運営については、当事者を交えた協議・準備を行っていく必要がある。=「福祉避難所に関する協議」

○障がい者との関わりが少ない住民への理解を日頃から深めるような取り組みが必要である。

=「福祉教育の展開」

○災害を地震・津波と捉える児童・生徒が主であり、風水害は想定できていない。そのため、災害を広く捉え、それも踏まえた有事の際の対応について確認しておく必要がある。

=「地域での防災学習」

○技能実習生など外国人も暮らす町であり、平時からの地域住民との交流の場を設け、交流を図ることで、有事の際にも地域住民と一緒に避難できる関係性をつくる。

=「外国人を踏まえた避難訓練の実施」

○災害時等にも誰一人とりこぼされることなく避難できるように、一緒に防災を考えていく取り組みが必要。=「生活者としての地域住民という捉え方」

◆ 地域活動

○日本人や、技能実習生同士の交流できる機会づくり=「交流の場づくり」

○子育て世代向けの全候型で多機能の遊び場・集いの場の確保

○地域活動の内容を明確にし、地域ニーズとボランティアがマッチングできるような介入を行う。



7 第6次計画に反映させる地域の福祉課題

今回の策定にあたっては、町民アンケート調査、地区座談会やヒアリングなどで多くの住民の声を聞き、その結果や独自の分析などを踏まえ、地域福祉の視点から（１）～（４）を主な課題として整理を行いました。また、（５）では本会が法人として運営していくうえでの課題も整理を行いました。

（１）一人ひとりを大切にする地域へ

人々がともに生きる社会「地域共生社会」の実現を目指すためには、地域から偏見や差別をなくしていくことも重要な取り組みです。近年では、「多様性の尊重」などとよく聞かれます。これをわかりやすく言えば、自分には人とは違う面があるように、誰もが他者から受け入れられる側でもあって、それが成立するのが「地域共生社会」となります。多様性の尊重というと、ともすれば無関心という形をとってしまいがちですが、私たちは一人ひとりが持つ個性を認め合い、対等な関係を築いていける地域をつくること、そして、それは一人を大切にすることにもつながるものと考えます。

（２）新たなつながりを探求する

今回の調査等を通じて見えたことは、「住民は適度な距離感を求めている」という点でした。深いかわり合いよりは、会えばあいさつを交わすような顔見知りの関係性を望む声が多かったことは、5年前と大きく変化した住民の意識と言えます。私たちが、地域福祉を推進していくうえで、住民の意識変化は尊重しながらも、支え合うための基盤を創っていく必要があります。そのためには、住民の関心事にフォーカスしながら、それを通して住民が「つながることの意義」を感じられるような新たな視点や取り組みが求められます。

（３）住民が交われる機会や場の創出

近年、「孤立・孤独」が深刻な状況となっています。住民一人ひとりが、生活のなかに生きがいを見出しつつ、人とかわりながら生きていくことが、孤立・孤独の予防につながります。また、誰にとっても心地よい空間をどのように創っていくかということも、求められる重要な要素だと考えます。今回の調査等では、高齢者と若者では地域活動やボランティアに対する認識が異なることも、新たに発見してきました。適度な距離感を保ちつつも、住民が地域社会に参加することで、様々な課題を抱えながらも地域で生活するための支え合い活動につながられるような機会や場を意図的に創っていくことも必要な取り組みと考えます。

(4) 安心・安全を目指した仕組みづくり

私たちが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくためには、「問題を解決するための仕組み」が求められます。昨今の多様化する生活課題に対し、関係機関との連携による包括的な支援体制が重要となっています。

そのためには、ニーズをキャッチし、そのニーズ解決のために制度やサービスを活用するだけでなく、その人の地域生活を支えるためのネットワークづくりも大きな要と言えます。地域住民や地域団体、事業所（企業）や行政などが参画し、私たちはそれらを一つひとつ紡ぎながら、誰にとっても安心・安全に暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。

(5) 地域福祉を推進する団体として

本会は、社会福祉法のなかで、地域福祉を推進する団体として位置づけられています。現在、本会では、会費、寄附金、赤い羽根募金配分金、女川町補助金等を財源に運営を行っていますが、その状況は厳しい状況と言えます。今後、本会が持続的に地域福祉の中核機関として存続していくためには、経営基盤の強化は喫緊の課題であると捉えます。本会が安定した法人運営を行っていくために計画的に取り組むを進めていく必要があります。



分析から導き出されたキーワード

第3章

計画の考え方



3 計画の体系

第6次女川町地域福祉活動計画

この計画は、様々な問題や不安を抱えつつも、この町で自分らしく暮らしていくためにそれら課題に産学官民がともに取り組むための具体的取り組み内容を盛り込んだものです。

基本理念
一人ひとりの幸せに向けて つながり合い支え合う みんなのまち おながわ

基本目標 1 みんなが認め合える・支え合える人づくり

【目指す姿】

あらゆる人が一人ひとりの個性や立場・考えを大切に、多様性を理解して認め合う地域社会の実現を目指します。また、すべての住民が互いに支え合い、「共に生きる社会」の実現に向けて地域福祉の意識醸成を目指します。

基本目標 2 みんなが参加し、活躍できる場づくり

【目指す姿】

住民が自ら多様な場へ参加・活動し、様々な人とのかかわりや交流を持つことで、一人ひとりの状況に合ったつながりと生きがいを持てる生活の実現を目指します。

基本目標 3 みんながつながり安心できる地域づくり

【目指す姿】

地域住民や行政、企業、団体などのあらゆるひとがつながり、連携・協働して安心して暮らせる地域を目指します。

基本目標 4 安定した法人運営

【目指す姿】

地域福祉の中核的役割を担う本会が将来にわたって存続し、福祉ニーズに応えていけるよう組織基盤の強化と安定した法人運営を目指します。

基本施策

- 1.個人の権利を尊重し、あらゆる人が共生する視点や意識の醸成
- 2.地域を支える人材の発掘と育成
- 3.地域活動やボランティア活動を通じた地域福祉の人材育成

- 1.一人ひとりが元気で生きがいを持って活動できる場づくり
- 2.誰もが交流できる機会を通じたつながりづくり
- 3.住民自らが多様な場へ参加できる環境づくり
- 4.住民主体による支え合い活動の推進
- 5.ボランティアセンターの充実（町民協働活動センターを目指して）

- 1.安心して暮らすための相談支援体制の充実
- 2.福祉課題を抱える人への適切な支援
- 3.支え合うための多様なネットワークの構築
- 4.防災の取り組みや災害時支援の協働強化
- 5.情報の発信と活用の推進

- 1.地域福祉の中核を担う本会の組織基盤の強化
- 2.福祉サービスの開発の検討体制の構築
- 3.将来を見据えた人材確保と業務効率化

1 基本理念

震災を経験し、私たちは大きな困難を乗り越えるために住民同士が互いに手を取り合い、外部の支援も受けながら、一步また一步と生活の基盤を整えてきました。初めて経験することも多く、戸惑いながらの生活のなかで、あらためて人に支えられて生きることを意味を感じた時期でもありました。しかし、その数年後、世界を襲った未曾有の感染症と言われた新型コロナウイルス感染症の蔓延・拡大は、これまで培ってきた生活様式や文化をも一変させ、人と会うことにすら理由が必要な時代を迎えました。外出を自粛し、互いが顔を合わせることが叶わない時間を過ごすことにより、私たちのなかには、無意識に一定の「距離」を保とうとする意識が芽生えてきたように感じられます。

今回、町が実施した「町民アンケート調査」のなかでは、5年前のアンケート調査結果とは異なる結果がみられ、以前のような身近な関係性を重視するというよりは、程よい距離感や居場所を求める回答が多くみられました。

私たちは、これらの住民の意識変化をしっかりと重んじながらも、私たちが目指す『地域福祉』では、人々が適度な距離感を維持しつつも、確実に誰かと「つながる」ことを大切に、それらのつながりのなかで住民一人ひとりが幸せを感じられる地域でありたいと考えます。

そして、この計画は、町が策定する女川町地域福祉計画（第3次）と一体的に策定しており、共通の基本理念を掲げ両計画が両輪となり、地域福祉を推進していきます。



一人ひとりの幸せに向けて

つながり合い支え合う

みんなのまち おながわ



2 基本目標

本計画策定に伴い、地域課題の整理を行った結果、私たちはいくつかのキーワードを導き出しました。また、現行の第5次計画の評価なども踏まえ、以下のような観点で基本目標を設定しました。

基本目標1 「みんなが認め合える・支え合える人づくり」

目指す姿 あらゆる人が一人ひとりの個性や立場・考えを大切に、多様性を理解して認め合う地域社会の実現を目指します。また、すべての住民が互いに支え合い、「共に生きる社会」の実現に向けて地域福祉の意識醸成を目指します。

⇒この目標は、「人」に焦点を当てており、私たちが最も重んじている「人を大切にする」ということを主軸としています。人の尊厳を大切にする、人の権利を大切にするということは、日本国憲法第11条の「基本的人権の尊重」の一つであると考えます。自身が、その権利を守るために努力することはもちろんですが、社会の一員として他者を尊重し多様性を認め合える「人」を育ていくための取り組みを掲げています。

基本目標2 「みんなが参加し、活躍できる場づくり」

目指す姿 住民が自ら多様な場へ参加・活動し、様々な人とのかかわりや交流を持つことで、一人ひとりの状況に合ったつながりと生きがいを持てる生活の実現を目指します。

⇒この目標では、基本目標1で掲げた「人づくり」を基盤として、その人たちが互いを尊重しつつ、誰かとつながりながら社会参加を実現するための「場」や「機会」を創出するための取り組みを掲げています。また、今後の住民活動のなかで重要な役割を担うボランティアセンターをより充実させていくための方向性を掲げています。

基本目標3 「みんながつながり安心できる地域づくり」

目指す姿 地域住民や行政、企業、団体などのあらゆるひとがつながり、連携・協働して安心して暮らせる地域を目指します。

⇒この目標では、これまで基本目標1・2で取り組んできた活動を踏まえながら、産学官民がともに手を携えながら「安心して暮らせる地域」を目指し、そのための体制の構築や仕組みづくりなどの取り組みを掲げています。

基本目標4 「安定した法人運営」

目指す姿 地域福祉の中核的役割を担う本会が将来にわたって存続し、福祉ニーズに応えていけるよう組織基盤の強化と安定した法人運営を目指します。

⇒ここでは、先に掲げた目標を達成するために、地域福祉推進の中核を担う本会の安定的・持続的な運営に向けた取り組みを掲げています。

第4章 施策の展開

The background features a decorative horizontal band with a wavy, mountain-like silhouette. Overlaid on this band are several semi-transparent circles of varying sizes, creating a bokeh effect. The overall color palette is grayscale, with the text in black and the background elements in shades of gray.

基本目標1 みんなが認め合える・支え合える人づくり

【基本施策 1-1】 個人の権利を尊重し、あらゆる人が共生する視点や意識の醸成

◆現状と方向性

私たちは、生まれた時からすべての人に一人の人間として、生命が守られ、社会のルールの中で、幸せに生活を送る権利が与えられており、年齢や性別、国籍、障害、社会的身分などに関わらず、「一人の人間」として尊重される権利を持っています。

しかし、現実的には、公権力と住民の間、若しくは、住民相互の間で、いじめや虐待など個人の権利が侵害される事案が発生しており、これら人権侵害にかかる様々な問題では、複合的な要因により問題が発生することで重層化し、複雑化している現状にあります。

私たちには、個々の多様な生き方を互いに理解し、心から認め合う共生社会の実現が求められています。

本会では、基本目標で掲げた「みんなが認め合える・支え合える人づくり」を実現するため、これからも個人の権利を尊重し、皆がともに支え合いながら地域で共生する視点や意識の醸成に取り組んでいきます。

特に、成長過程にある子どもたちに対しては、学校現場での福祉教育を通じて権利保護の意識向上に向けた事業の展開を図っていきます。

◆具体的な取り組み

(1) 人権教育や人権保護の啓発

- ・職場や学校、地域などを対象に国や自治体等と連携して、研修会や各講座を通じて、人権尊重の意識啓発に取り組みます。

(2) 権利擁護、成年後見制度等の周知

- ・個人の尊厳を守り、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう、判断能力が低下する前から権利擁護に対する関心を高め、理解を深められるよう研修会の開催や広報等により次の事業の周知に取り組みます。

- 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）
- 生活安心サポート事業（新規）
- 成年後見制度

(3) 福祉教育の実施

- ・身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるのかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のための行動する力を養うことを目的とした福祉教育を実施していきます。
- ・学校で行う福祉教育では、企画段階から相談しながら、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネートを行い、提案していきます。

(4) 偏見・差別や虐待防止の啓発

- ・偏見・差別や虐待などは、年齢や性別に関係なくどこでも起こり得る問題で、これら問題の防止には、周囲の気づきと早期発見が求められます。偏見などの本質的な学びの機会や広報紙等を通して啓発運動を実施していきます。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社協	・関係機関と連携した人権擁護や人権保護にかかる研修会の企画・開催 ・福祉教育の開催 ・日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の周知 ・生活安心サポート事業（新規）の周知 ・成年後見制度の周知 ・偏見・差別、虐待防止の周知
住民・事業所	・研修会や福祉学習会などへの積極的参加 ・町広報や社協だよりの通覧

【基本施策 1-2】 地域を支える人材の発掘と育成

◆現状と方向性

人口減少や少子高齢化により、地域で活動を担う人材（地区役員やリーダー）の不足が懸念されています。また、近年は、ライフスタイルの多様化と共働き世代の増加などにより地区の活動に参加できないといった世代の増加もあり、現役世代の担い手が減少しています。

担い手不足の進行は、これまで出来ていた地区活動を衰退させ、ひいては地域の防災・防犯機能や地域文化の継承など地域の形成に大きな影響を及ぼします。

昨今、全国各地で災害が多発し、非常時における地域の住民同士の助け合いが改めて重要視されており、東日本大震災を通して私たちの経験としても記憶に残っているところです。また、子どもや高齢者等の地域での見守り活動は、地域の住民が安心して暮らせる地域基盤のコミュニティとして大切に継承されるべきものです。

今後、高齢化が進展することが予想されているなかで、住み慣れた地域で安心した生活を送るために、地域活動をつなげることが求められており、これら活動を支える人材を確保し、育成することが課題となっています。

本会では、人材の確保に向け、地区の垣根を越えた地域協働体制の在り方を検討します。また、外国人や地元企業の就業者に地区活動への参画を呼び掛けていきます。

◆具体的な取り組み

(1) 地域活動の情報発信

- ・地域の活動を知ってもらい、地域活動への関心を高めるため、社協のホームページや地元企業の協力を得ながら、地域情報の発信・提供に取り組みます。

(2) アウトリーチ型による人材の発掘

- ・地域に出向きアウトリーチ型で地域と連携して担い手となる人材の発掘に取り組みます。また、地元企業が社会貢献の一環として、従業員の地域活動への参加への理解と協力を推進していきます。

(3) 認知症サポーターの養成

- ・認知機能が低下しても地域で日常生活を送り続けられるよう認知症サポーター養成講座を開催し、受講した方が地域で認知症サポーターとして活動できるよう支援し、地域や職場において認知症の人とその家族を支える認知症サポーターの裾野を広げていきます。

(4) チームオレンジの普及・支援

- ・地域の見守り活動やお茶会支援など地域のお世話役を担っている方々を対象に認知

症サポーター養成講座及びステップアップ講座を開催し、認知症を理解したうえで、ちょっとした困りごとに一つのチームとなって対応する「チームオレンジ」を全地区に広げ、その活動を支援していきます。

(5) 介護予防サポーターの育成

- ・高齢者が自立した日常生活を送り続けられるために必要な介護予防に関する知識・技術を習得し、自ら体験し実践できるよう介護予防サポーター養成講座を開催し、受講した方が地域で介護予防サポーターとして活動できるよう支援し、地域での裾野を広げていきます。

(6) 見守り、声掛け活動の拡大

- ・地域で行われている見守りや声掛け活動、あいさつ運動を継続して支援します。また、研修会等の場を活用して参加を呼びかけるなど活動者の拡大を図ります。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業と連携した地域情報の提供 ・アウトリーチ型による地域人材の発掘・育成 ・認知症サポーターの養成 ・チームオレンジの普及・支援 ・介護予防サポーターの育成 ・見守り、声掛け運動の拡大・支援
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や福祉学習、説明会などへの積極的参加 ・積極的な地域活動への参加

【基本施策 1-3】 地域活動やボランティア活動を通じた地域福祉の人材育成

◆現状と方向性

地域福祉の人材育成に向け、主に福祉活動推進員等に対し研修を行ってきましたが、今後の人材育成の向上に関する施策については、若い世代を巻き込んだ工夫が必要です。

そのためにも、地域活動やボランティア活動に携わることで、地域福祉についての理解と関心が深まり、地域の構成員としての意識の向上につながることから、研修のみならず、活躍できる場を増やすことで、地域交流の創出を図り人材育成を行ってまいります。

◆具体的な取り組み

(1) ボランティア活動の支援（ボランティア保険・マッチングなどへの支援）

- ・ボランティア活動に参加意欲のある方の、基礎的な知識や技術等習得の機会を設けます。
- ・ボランティア活動の円滑化のためボランティア依頼者と活動者及び各関係機関とのマッチングを行いながら住民ニーズの掘り起こしや解決に向けた支援を行います。
- ・地域住民やボランティア活動者に向けた活動情報の発信や情報収集を行い、活動機会の提供や活動支援を行います。
- ・ボランティア活動団体の活動等を周知し、活動への参加や関わりを促し、団体活動を支援します。
- ・ボランティア活動をする方自身のケガや他人の身体や財産に損害を与えてしまった場合の補償など、ボランティア活動者が安心して活動できるためのボランティア保険の窓口業務を行います。

(2) 福祉教育の実施

- ・地域住民が集うお茶会等の場を活用し、福祉出前講座の開催による福祉教育を実施します。
- ・ボランティア活動と地域活動を融合させた手法で学校や地域住民、地域の組織・関係者を巻き込んで福祉教育を実施します。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動やボランティア活動に対する普及啓発 ・福祉教育の実施 ・地域での交流の促進 ・ボランティア活動者（団体）の支援 ・地域と学校が連携した、児童・生徒がボランティア活動に関心を持つ機会づくり
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地区では行事開催時にボランティア活動にふれる多様な体験の機会を取り入れ、地区全体のボランティア意識を高める ・学校やつどいの場で実施される福祉出前講座において、講師の派遣等に対する積極的な協力 ・社協が行うボランティア講座や福祉教育での学びを地区活動に活かす

基本目標2 みんなが参加し、活躍できる場づくり

【基本施策 2-1】 一人ひとりが元気で生きがいを持って活動できる場づくり

◆現状と方向性

日本国内では、令和2年に新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、3年間のコロナ禍を経て地域ではペタンク活動やお茶会の開催、介護予防教室への参加など対面での活動を再開した住民がいる一方で、活動の自粛による影響で身体機能や意欲の低下となり、活動の参加に至っていない住民もいます。

より多くの住民が、主体的に各々にあった活動ができる場づくりと、地域で生きがいとつながりを持った活動ができるよう支援していきます。

◆具体的な取り組み

(1) 介護予防教室の開催

- ・高齢者等の身体機能や認知機能の維持・向上を目指した内容の取り組みを行い、健康状態を維持し、できるだけ自立した生活ができるように教室等を進めていきます。
- ・教室等への参加により、地域住民との交流を増やし、社会的つながりと孤立感の軽減を図っていきます。

(2) 出前講座の活用

- ・関係機関で行っている講座などを活用することで、自分自身の生きがいを見つけ、参加者同士のつながりがつくれる機会になるように支援していきます。
- ・多世代に渡ってより多くの住民が参加できるように、他地区での取り組みや講座等の情報提供を行い、集いの場の内容の充実を図っていきます。

(3) 地域での生きがい活動の支援

- ・住民が自主的に行っているペタンクやお茶会等の活動を支援し、住民が持続的に活動を進めていけるようにします。また、取り組んでいない地域においては、活動の啓発を行い、地域の状況にあった取り組みが始められるように支援していきます。
- ・地域の日常生活に密着した「就業機会の提供」と併せて、住民がボランティア活動をはじめとする社会参加や社会貢献を通じて、健康で生きがいのある生活が実現できるよう支援していきます。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主活動の継続的支援 ・介護予防事業の実施 ・リハビリ支援による健康維持増進 ・保健センターとの連携による介護予防支援 ・通いの場、サロンの普及啓発と支援 ・就業を通じた社会参加への支援
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な参加 ・住民同士による参加への声掛け

【基本施策 2-2】 誰もが交流できる機会を通したつながりづくり

◆現状と方向性

震災により失われたコミュニティの再生とその活動が徐々に広がりが見えてきた矢先の新型コロナウイルス感染症による行動自粛や制限により、対面での住民同士の交流事業が難しくなり参加意欲や身体機能が低下した状態の住民が見受けられます。

地域では、様々な集いの場を再開し始め、その中で仲間づくりや支え合いなどが行われるようになりましたが、さらに社会的なつながりを強化し、孤立を防ぐために世代や国籍を問わず、あらゆる人が自由に参加し、交流できる機会を持つことが重要です。

また、交流だけではなく、生きがいや活躍できる場を持つことで自己実現や社会参加の意欲が高まり、充実感のある生活が送れるように支援します。

◆具体的な取り組み

交流の場の企画・調整・支援

- ・地域独自の行事については、地域全体に周知できるように工夫し、住民が主体的に運営・活動が行えるように支援していきます。
- ・関係機関が提供する事業、ワークショップ、お茶会、運動系サークルなどの活動を通じて、あらゆる人々が集まり、情報交換や交流、個々のスキルを表現するなど、一人ひとりの状況にあった活動などを通じて生きがいを持った生活が送れるように、関係機関や企業、NPOなどと連携し進めていきます。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の場づくり ・外国人との交流の場づくり ・地域の特性に応じた交流の場の運営支援 ・関係機関や企業、NPO などの情報交換会
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場の運営 ・交流への声かけ ・住民同士のつながりづくり

【基本施策 2-3】 住民自らが多様な場へ参加できる環境づくり

◆現状と方向性

地域では、お茶会やサークル活動などの様々な活動が行われ、積極的に参加している住民もいる一方で、「どのような地域活動があるのか分からない」、「興味のある地域活動がない」といったことから活動に参加していない人もいます。

自分の人生をより豊かにするためには、日頃からつながりや生きがいを持った生活を送ることが大切です。

本会が発信する各地区の活動情報を住民自身が受け取ることで、活動に参加したいと思う意識を醸成し、気軽に参加することができるような環境づくりを目指していきます。

また、住民が主体となって場づくりを行い、活動の裾野を広げられるよう支援していきます。

◆具体的な取り組み

(1) 情報発信

- ・地区で行われているお茶会やサークル活動の情報を周知し、住民が多様な活動の場の情報を受け取ることにより、自分に合った活動の場を選択し参加できるよう情報発信を行っていきます。

(2) 住民主体による「場づくり」

- ・住民が積極的に場づくりに参画していけるよう参加しやすい環境や話し合いの場などの環境づくりに取り組みます。
- ・新たに活動の場を立ち上げようとする住民には、その主体性を大切にしながら協議する場の支援や必要に応じて助言を行います。また、既に住民が主体となって活動しているところにも、その活動が継続できるよう必要に応じて支援していきます。

(3) 共同募金、歳末たすけあい運動の推進

- ・住民主体による多様な地域福祉活動を財政面から支えるための共同募金運動を推進します。また、主体的な地区活動を支援するため共同募金に寄せられた助成金の活用について周知を行います。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none">・地区活動の情報発信・住民の場づくりへの支援や助言・参加しやすい環境づくりへの支援・共同募金・歳末たすけあい運動の推進・共同募金を活用した助成金の周知・啓発
住 民	<ul style="list-style-type: none">・住民自身の情報収集・住民同士の情報交換・場づくりへの参画・共同募金の助成制度の積極的な活用

【基本施策 2-4】 住民主体による支え合い活動の推進

◆現状と方向性

地域活動では、参加する住民が固定化され、また、担い手不足等により活動の継続性が危惧されています。そのため、現在、地域で行われている活動の必要性を住民一人ひとりが理解し、活動への参加が求められます。

住民が安心して地域で暮らしていくためにも、地域活動を通じて関係性を構築しながら住民同士が「お互いさま」の気持ちを育み、住民主体による支え合いの活動を推進していきます。

◆具体的な取り組み

(1) 住民主体による見守り活動、声掛け活動への参画

- ・地区で行われている見守り活動や声掛け活動の必要性を住民一人ひとりが理解し、関心を高め、住民の主体的な参画につながるよう、意識啓発を行っていきます。

(2) 生活支援体制整備事業の活用

- ・住民との信頼関係を構築している生活支援コーディネーターが地域に出向くことで、住民同士の顔の見える関係性の構築や担い手となる人材を発掘し地域につなげ、住民主体の支え合い体制の強化を図ります。

(3) 日常生活における支え合い活動の推進

- ・隣近所による「お互いさま」の意識を醸成し、日常的な声掛けやゴミ出しなどの支え合い活動を住民が主体的に取り組めるよう推進していきます。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	・見守り・声掛け活動の意識啓発 ・生活支援コーディネーターのアウトリーチによる人材発掘・地域へのつなぎ ・住民主体による支え合いの意識啓発と拡大
住 民	・見守り・声掛け活動への主体的な参画 ・隣近所の関係性の構築 ・日常生活上の「ちよいとした助け合い」

【基本施策 2-5】 ボランティアセンターの充実 (町民協働活動センターを目指して)

◆現状と方向性

地域住民が地域生活課題を主体的に解決していく方法の一つであるボランティア活動は、地域にとって欠かせない取り組みです。ボランティア活動の推進においては、社協ボランティアセンターが地域住民に向けた地域生活課題の窓口として、また、地区やNPO、社会福祉法人、学校、企業や各種団体など地域の様々な資源とネットワークをつくり、それらを地域づくりのプラットフォームとして組織化することがこれまで以上に重要となっています。さらに、社協ボランティアセンターは住民によるボランティア活動にとどまらず行政、NPO や関係機関との協働により、全町的な生活課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができるよう町民協働活動を目指し取り組んでいきます。

◆具体的な取り組み

(1) 多様な主体が行う福祉活動の支援・協働

- ・福祉活動が円滑に進むよう、活動に対するコーディネート強化を行うとともに、活動者との情報交換を行い支援します。

(2) 社協ボランティアセンターの運営強化

- ・ボランティアセンターの機能・役割を的確に遂行できるようにマネジメント力を向上させ、地域生活課題解決に向けてボランティア活動が効果的に行われるよう運営を強化していきます。

(3) ボランティア活動推進のためのプラットフォームやラウンドテーブルの実施

- ・ボランティアセンターのみでは解決できない問題や全町的な福祉課題では行政、NPO や関係機関と話し合いの場を設け、問題の解決を図ります。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の情報発信 ・ボランティアの育成支援 ・ボランティアグループへの支援 ・企業や事業所のボランティア活動の促進 ・課題協議の場の提供 ・マネジメント研修への参加
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動についての理解や知識を深める ・身近でできるボランティア活動に参加する ・ボランティア活動について地域の人たちへ広める ・行事やイベント時に、広くボランティアを募る ・ボランティアグループの活動状況等の積極的な情報発信・収集

基本目標 3 みんながつながり安心できる地域づくり

【基本施策 3-1】 安心して暮らすための相談支援体制の充実

◆現状と方向性

本会では、生活困窮や福祉サービスなどを必要とする地域住民に対して総合相談窓口を設置し相談支援を行っています。また、民生委員児童委員や福祉活動推進員が住民の身近な相談窓口として生活上の相談に応じています。

近年、複合的で複雑な生活課題に対する相談が増加しており、多機関との連携による相談支援体制が求められていることから、包括的な相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

また、来所・電話相談対応だけでなく生活支援コーディネーターなどによるアウトリーチ型での相談ニーズの早期発見にも取り組みます。

◆具体的な取り組み

(1) アウトリーチによる早期発見

- ・サービス利用や支援を受けることに消極的であったり、閉じこもりや孤立の状態にある等、生活課題が見えにくいなかで、相談窓口で待つだけでなく、積極的なアウトリーチによる早期発見、早期対応に努めます。
- ・個別支援にあたっては、既存の制度やサービスにつなぐだけでなく、地域住民による地域福祉活動等のインフォーマルな社会資源と連携します。

(2) 総合相談体制の充実

- ・総合相談窓口について、社協だよりや SNS 等を含む多様な方法で広く住民に周知し、必要に応じてサービスの利用を促します。
- ・地域の社会資源に関する情報を把握するとともに関係機関と連携し、相談内容に応じて適切な専門機関につなげます。また、専門機関を紹介しても自ら相談に行くことが難しい人等については、同行するなどして支援します。
- ・相談票を作成し関係機関と情報共有を図ります。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none">・総合相談窓口の周知・身近な相談者の周知・生活支援コーディネーターなどによる相談ニーズの把握・相談票の作成・専門機関との連携
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none">・悩みごとを抱えている人が気軽に相談でき、かつ地域で様々な事についてみんなで話し合える環境づくり・地域の人から不安や悩み相談を受けた場合に対して行政や社協の相談窓口を紹介

【基本施策 3-2】 福祉課題を抱える人への適切な支援

◆現状と方向性

地域の中では自分自身から地域とつながりを持たず社会的孤立のリスクの高い方や、身寄りのない方、親族関係が疎遠で支援が受けにくい状況の方、認知機能の低下により生活課題を抱える状態に陥った方などは、自分自身での解決が難しい現状があります。

また、担い手不足による住民主体の支え合い活動が困難な状況も地域で抱える福祉課題と言えます。

若い世代や子育て世代に関しても、一人ひとりの価値観やコミュニティに対する考え方の違いが見られ、生活環境、子育て環境、メンタル面等についての課題を抱える方や、コロナ禍をきっかけとして、就労状況に影響があったことで経済的に困難な状況に陥ったなど、低所得者の生活課題も見受けられます。

障がい者（児）が直面することとしては、町内に当事者や保護者の活動をサポートする体制が脆弱であり、住民の理解をはじめ、地域で安心して暮らせる環境づくりやつながりについて持続的に取り組んでいく必要があります。

本町で暮らす外国人においても、地域住民とともに生活者であることから、文化や生活習慣の違いを理解し対応していかなければなりません。

また、誰もが安心して過ごすことができる明るい社会の実現に向けて、犯罪や非行防止の啓発と社会の中で孤立することのないような取り組みが求められています。

このように多様な生活背景を持ち、生活に支障をきたしている課題への取り組みは、本会単独では困難であり、特に複合的な課題を抱える案件については重層的な支援が必要となることから、地域や行政、関係機関と連携しながら役割を明確にし、地域資源の活用や切れ目のない持続的な支援を行っていく必要性があります。

◆具体的な取り組み

（1）福祉サービス等を活用した支援

- ・地域での情報をキャッチし、早期に課題解決ができるよう福祉サービス等の利用につなげます。
- ・総合相談支援では、必要な人に必要なサービス提供ができるよう関係機関へつなぎ、解決に向けて協働して支援していきます。
- ・福祉サービスの紹介や提供を行い、生活が自立し、地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

(2) 福祉サービス等の開発

- ・ニーズの状況変化に応じた福祉課題を的確に捉え、適切な支援が行えるよう既存の福祉サービスのほかに代替えとなるサービスや新たな福祉サービスについて住民や関係機関、企業、多職種と検討し、開発していきます。

(3) 継続的な伴走支援

- ・障害の有無や特性に関わらず、学校卒業後の社会生活での悩み事や不安への相談、安心できる居場所を提供することで切れ目のない支援をしていきます。
- ・支援機関や地域の支援者と継続的に寄り添いながら、生活や課題解決に向けて支援していきます。
- ・福祉サービスの提供においては、ニーズの状況変化に伴った必要な支援が行われているか適宜点検し、住民が自立した生活が送れるよう、地域や多職種とも連携し長期的に支援していきます。
- ・見守り活動など地域支援が継続できるよう、活動者に対して支援を行っていきます。
- ・犯罪防止に関する啓発活動と社会的孤立の防止に取り組みます。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両や福祉用具の貸し出し（リフトカー・車いす） ・生活困窮者への支援（生活福祉資金貸付紹介・フードバンク活用・家計プランニングの提案とサポート・就労支援の紹介） ・日常生活自立支援事業（まもりーぶ）による支援 ・生活安心サポート事業（新規）による支援 ・成年後見制度の利用促進 ・生活支援体制整備事業（協議体の開催）による資源開発に向けた検討 ・地域ケア会議・個別ケア会議による課題解決に向けた検討 ・障害の有無や特性に関わらない、学校卒業後の切れ目のない支援 ・見守り活動者・民生委員児童委員活動への支援 ・社会を明るくする運動や更生保護団体とともに犯罪や非行防止と社会的孤立防止に関する周知・啓発
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の見守り活動による実態把握 ・民生委員児童委員の訪問活動と関係機関へのつなぎ ・住民同士の支援 ・福祉課題や新たな福祉サービスの開発協議への参加

【基本施策 3-3】 支え合うための多様なネットワークの構築

◆現状と方向性

地域における複雑化・複合化した福祉課題に対して重層的な支援が必要となることから、地域や行政、関係機関・団体などと連携しながら取り組む必要があります。

これら福祉課題に対する取り組みでは、地域や関係機関などと支援ネットワークの充実を図り、情報交換や意見交換を行いながら課題解決の協議を行っていきます。

また、地区座談会や生活支援体制整備事業を通して地域でのネットワークを構築し、さらに地域を超えたネットワークの拡充を図っていきます。

◆具体的な取り組み

(1) ネットワークによる情報発信

- ・福祉関係機関・各団体等とのネットワークを構築して、それぞれの活動について理解や認識の浸透を図るため情報発信を行います。また、支援が届きにくい人に対してはアウトリーチにより情報を伝えます。

(2) 既存のネットワークを活かしたプラットフォームやラウンドテーブルの実施

- ・生活支援体制整備事業の第1層協議体をプラットフォームとし、関係機関や関係団体と課題解決に向けて協議・検討を行います。
- ・障害や性別、年齢などに関わらない意見交換の場を設けネットワークを構築していきます。
- ・地域で活動する組織・団体間の橋渡し等を行い、地域での団体間のネットワークづくりを行います。
- ・住民との地区座談会の開催やボランティアなどの各団体の活動支援を通して、福祉ニーズや課題を把握し、地域福祉の推進に努めます。
- ・各団体が主催する催しや会議に多様な活動者が積極的に参加し、交流を深めます。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係機関・団体等のホームページへのリンクによる紹介 ・第1層協議体への協働 ・障がい者（児）や保護者などとの定期的な意見交換の開催 ・行政等との連携の強化 ・各種関係機関との連携に向けた支援 ・地区座談会等の開催
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・社協や自治会活動等について関心を高め理解や認識を広げる ・地域の福祉ニーズや課題の把握と適切な支援への協力 ・社協や自治会等が実施するイベントや会議への積極的な参加と交流

【基本施策 3-4】 防災の取り組みや災害時支援の協働強化

◆現状と方向性

近年は自然災害が頻発し、その被害も激甚化、広域化しています。大規模な災害発生時には、社協に災害ボランティアセンターが設置され、被災者支援活動において災害ボランティアが大きな役割を果たしています。

発災直後は、自身や家族の生命を守る「自助」に努めることを大前提とし、地域の住民同士で互いに助け合う「互助・共助」が必要となります。

災害時での円滑な支援活動には、平時からの防災に対する備えが重要であることから、一人ひとりの防災意識の向上に向けた取り組みや災害ボランティア講座、防災訓練の実施を通して、地域の防災力を高めていきます。また、行政、消防、警察、医療機関等の関係機関や、NPO等の活動団体と連携し災害に備えたつながりづくりを強化していきます。

◆具体的な取り組み

(1) 防災教育への協力と意識啓発

- ・学校が行う防災教育に協力します。
- ・災害時に備えた災害ボランティア講座を開催し、地域の防災力を高めます。
- ・大規模災害時に備えて災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。

(2) 防災訓練の実施に向けたアプローチと支援

- ・行政や地区等と連携し、防災活動や訓練に参加・協力します。
- ・地域の避難行動要支援者に関する情報を民生委員児童委員と共有できるように努めます。

(3) 災害ボランティアの養成

- ・災害ボランティア養成講座を開催し、災害時に地域や被災地で活動できる人材を養成します。

(4) 災害活動への支援

- ・被災地域におけるボランティア活動を支援するため、事前に災害ボランティア活動登録制度を整備します。

(5) 障がい者（児）に配慮した福祉避難所設置にかかる関係機関との連携・検討

- ・災害時における福祉避難所の受入れ体制について行政に働きかけを行います。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する意識啓発 ・災害ボランティア養成講座の開催 ・民生委員児童委員と要支援者情報の共有 ・行政や地域の防災活動や訓練への参加・協力 ・災害ボランティア活動の事前登録制度の整備 ・行政に対する福祉避難所設置の働きかけ
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練の実施 ・避難行動要支援者の把握 ・避難所・避難経路などの確認

【基本施策 3-5】 情報の発信と活用の推進

◆現状と方向性

本会では、福祉サービスや活動状況を知ってもらうため、社協だより（年6回発行）やホームページ、パンフレットなどで情報を発信しています。しかし、町民の中には、「情報を知らなかった」、「情報が理解しがたい」といった声があり、情報が十分に伝達されているとはいえない状況です。

令和5年度に町が実施した町民アンケート調査（以下「調査」という。）では、「福祉に関する情報をどの程度入手できているか」を聞いたところ、「十分入手できている」、「ある程度は入手できている」と回答した割合が33.7%であった一方で、「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」と回答した割合が36.6%で、「わからない」と回答した人を含めると50%を超えていました。

また、「社協が行う活動・支援で今後充実してほしいもの」を聞いた設問では、「広報紙やインターネットなどによる情報発信の充実」が「福祉サービスの充実」、「福祉総合相談の充実」に次いで23.6%と高く、紙による情報発信のほかに必要なときに必要な情報を入手できるSNS等のネット環境を活用した情報の発信方法も必要となっています。

情報通信技術が進化している現代ですが、経済的にスマートフォンやパソコンなどの情報通信機器を持っていない方や情報機器を十分に使いこなせない方などは、一般的に情報弱者になりがちになると言われています。本会では、日頃の活動を通じて情報弱者の把握に努め、情報格差によって不利益や不平等が生じることのないよう支援していきます。

◆具体的な取り組み

（1）配慮を要する人への情報の伝え方

- ・福祉情報や地域福祉活動などを社協だよりや町広報紙、出前講座を通じて、地域へ発信します。また、本会が実施している事業・サービスを一覧にしたリーフレット等を作成し、事業等の周知に活用します。
- ・福祉サービスの利用に限らず、本会は「いつでもだれでも相談できる機関である」ことを広めるとともに、日頃の活動を通じて情報入手に困難を抱える情報弱者の把握に努め、支援を行います。

（2）インターネットなどを活用した福祉情報の発信・収集

- ・いつでも必要な情報や活動が見られるよう、社協だよりやホームページのほかに公式LINEやFacebookなどを活用した情報提供を検討します。

◆実施主体ごとの取り組み

実施主体	取 り 組 み
社 協	・社協だよりやホームページのほかインターネットによる情報発信の検討 ・情報弱者の把握・支援
住民・事業所	・社協からの情報発信に関心をもってもらう

基本目標4 安定した法人運営

【基本施策 4-1】 地域福祉の中核を担う本会の組織基盤の強化

◆現状と方向性

本会運営の財源は、主に各世帯や企業からの会費や町補助金、受託金のほか共同募金や介護保険・障害事業となっています。昨今の経済状況や世帯の減少などにより年々会費収入や寄附金収入が低下しています。一方、経費は、物価・原油高騰等から固定費が増加し、経常収支での赤字分を積立金から取崩して、収支バランスを維持している状況です。

積立金からの赤字補填によって、本会の運営は一時的に維持されていますが、仮にこのままの収支で推移した場合には、積立金の枯渇が避けられません。

本会の財政問題は、町の地域福祉に大きな打撃を及ぼすことから、早急に経営分析を行い、社会福祉事業に留まらず社会福祉法による公益事業や収益事業の実施も視野に自主財源の確保に努め、限られた経営資源をいかに有効活用できるか、といった検討が求められています。

また、地域福祉の推進にあたっては、住民や地域、行政、企業・団体との連携は不可欠であり、相互の信頼関係のなかで組織基盤の強化を図り、地域福祉の中核機関として「町民に親しまれ、頼られる社協」を維持できるよう各事業の実施に取り組んでまいります。

◆具体的な取り組み

(1) 経営情報の共有化

- ・経営状況は、本会に勤務する全職員が共有すべき情報であり、経営課題は一つの担当部署や既存の事業で解決できるものではなく、法人全体として取り組むべき課題です。本会では、職員の理解と協力により経費節減を行っていますが、引き続き経営基盤・組織強化に向けて研究・協議する場を設けていきます。

(2) 自主財源の確保と中期的な財政計画の作成

- ・本会の財源は、主に町からの補助金や受託金となっています。自主財源である会費収入は、今後も大幅な増収は見込めないものと推察されることから、財源の確保策検討と中期的な財政計画の作成に取り組めます。
- ・本会を応援する個人や企業からの寄附金・助成金の提供を呼びかけます。(ファンドレイジングやクラウドファンディング)

(3) 適切な予算措置と執行管理

- ・平成28年3月の社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の会計基準が定められています。引き続き、適切な勘定科目による予算計上及び業務担当部署を含めた法人

全体での予算執行管理など適正な会計管理を行います。

また、地域福祉活動計画の着実な実施においては、各部署横断で課題の整理・検討・検証を行い、毎年度の事業計画と予算に反映します。

(4) 地域や関係機関等との連携・協力による組織力の強化

- ・地域住民に最も身近な関係にある本会では、住民や地域、関係機関からの理解と協力は不可欠です。今後も「身近で頼られる社協」として、地域や関係機関とのつながりを基盤に組織力を強化します。

【基本施策 4-2】 福祉サービス開発の検討体制の構築

◆現状と方向性

地域福祉活動計画は、地域が抱える福祉課題の解決に向けて、町民や地域、ボランティアなどが協働して取り組むことを定めた計画です。

本計画では、「基本目標3 みんながつながり安心できる地域づくり」の「基本施策2 福祉課題を抱える人への適切な支援」では、既存の福祉サービスに限らず、福祉課題に応じたサービス開発を掲げています。

これまでは、新規事業の検討や既存事業の検証は、担当部署で行ってきましたが、小規模な本会だからこそできる部署の枠を越えて多角的に検討を行いながら、福祉サービスの開発につなげていきます。

◆具体的な取り組み

福祉サービス開発の内部検討会の立ち上げ

- ・福祉サービスの開発においては、地域の課題を把握し、的確な課題分析とニーズ把握が必要となります。職員の部署の枠を越えて検討チームを編成し福祉サービスの検討開発を協議します。また、必要に応じて、企業やサービス事業所、行政と提携する体制を図っていきます。

【基本施策 4-3】 将来を見据えた人材確保と業務効率化

◆現状と方向性

本会では、約9割が福祉系の資格を有する専門集団としての強みを持っています。しかし、年齢構成に偏りが生じており、本会が将来にわたって存続できるよう計画的な正規職員の採用が必要となっています。

自治体や企業ではすでに定年延長が行われており、本会においても定年年齢を65歳とする引き上げの検討を行いつつ、機動的に経営判断を行える管理職員や協働意欲の高い人材の確保・育成に取り組む必要があります。

また、ペーパーレス化の推進や文書管理システム、グループウェア等のデジタル化による業務の効率化を積極的に進めていくことが必要です。

昨今は、各地で大きな自然災害が多発しており、災害発生時に社協は災害ボランティアセンターを設置運営し、円滑に被災者支援を行うことが求められています。災害ボランティアセンターの運営ではすでにICTの活用や情報管理のクラウド化が行われており、また、2類相当に位置づけられた新型コロナウイルス感染症の発生では行動制限がなされ、私たちはそこからオンライン等IT機器を駆使した会議開催等によって円滑な業務遂行の手段を得ました。今後、私たち福祉の分野においてもICT導入による業務管理は必須なものとなっています。

◆具体的な取り組み

(1) 人員配置計画による人材の確保

- ・より効率的で職員個々の能力が発揮できる組織体制の検討を行い、部署相互の連携を強化していきます。

(2) 職員のスキルアップ研修の実施

- ・業務に必要な専門分野のスキル向上のため研修会への参加を勧奨します。
- ・職員を対象とした法人会計研修の開催による会計スキルの向上を図ります。
- ・情報発信手段としてのインターネットによるソーシャルメディアの活用は不可欠であることから、職員を対象としたITリテラシー向上のための研修会を開催し、ガイドラインを作成します。

(3) ICT導入による業務効率化の推進

- ・システム導入による情報のデータベース化及び内部会議のペーパーレス化を推進します。
- ・タブレット機器等の導入による訪問先での情報の照会及び入力による業務負担の軽減を図ります。

第5章 計画の進行管理

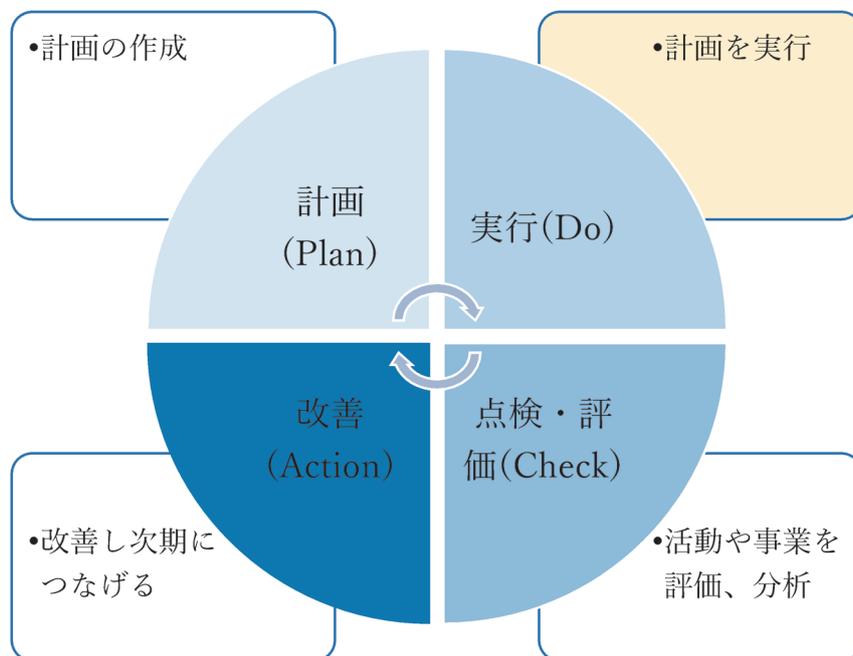


1 計画の進行管理

計画に基づく取り組みを効果的かつ効率的に推進していくために、以下のとおり進行管理を行っていきます。

計画の進捗は、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)」のサイクルにより、女川町地域福祉活動計画策定委員会において、次に掲げる評価指標を用いて評価します。また、年度ごとの進捗状況は、本会理事会及び評議員会に年1回実績を報告し、ご提言をいただき、次年度以降の事業計画に反映させていただきます。

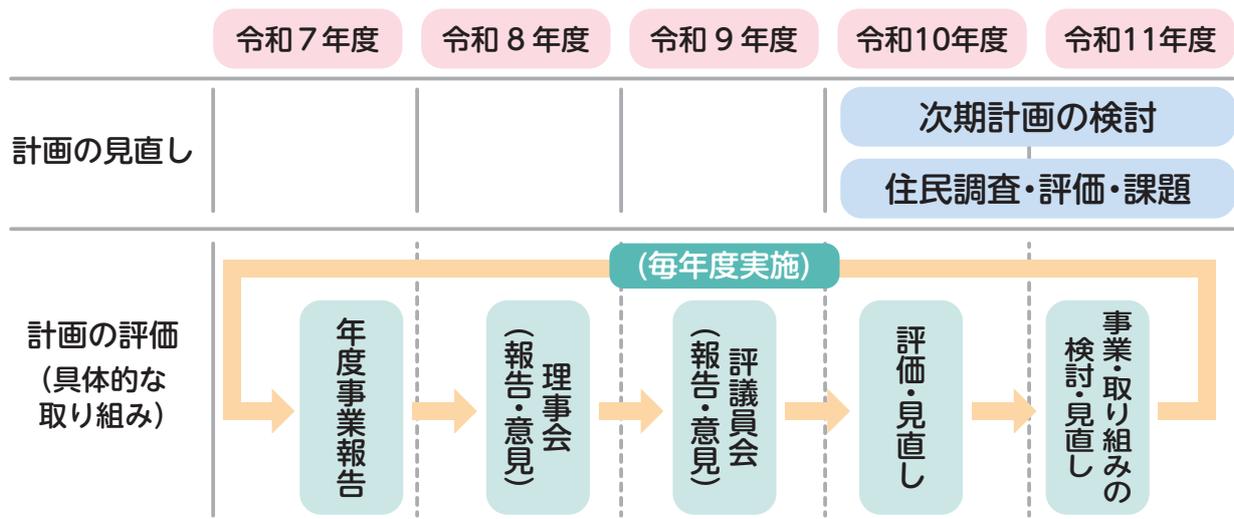
なお、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、見直し等を図っていきます。



2 進行管理のスケジュール

本計画の計画期間が令和7年度から令和11年度までの5年間であることから、次期計画策定前の令和10年度・令和11年度の2年間をかけて検討する予定としています。

第6次女川町地域福祉活動計画進行管理スケジュール



3 評価指標の設定

本計画では、基本目標の達成度や住民の満足度に関する数値目標を設定し、計画の進捗状況を評価します。評価指標は、町が5年ごとに実施する町民アンケート調査結果及び住民座談会、団体インタビュー等の結果を参考とし、町民アンケート調査で把握できない項目は、本会で独自に行う調査の数値を基準とし、計画の進捗を把握します。

なお、「基本目標4」では、令和11年度までに達成する状態を目標値としています。

基本目標		町民アンケート調査項目の問番号 (令和5年度)	数値目標となる項目	現況 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	みんなが認め合える・支え合える人づくり	問12	住民相互の自主的な支えあい・助けあいが必要だと思う割合	69.1%	75.0%
		問16	何らかの地域活動に参加している割合	49.6%	55.0%
		問17	ボランティア活動に参加したことがある割合	38.6%	45.0%
		問20	隣近所で困っている家庭に手助けしていることがある割合	21.9%	30.0%
		問21	隣近所で困っている家庭に手助けできることがあると答える割合	65.5%	70.0%
2	みんなが参加し、活躍できる場づくり		地域の中で交流できる場があると感じる割合	独自調査で把握	独自調査時より1ポイント以上アップ
			地域の中で支え合いにつながる活動の場があると感じる割合	独自調査で把握	独自調査時より1ポイント以上アップ
			情報交換や協議の場があると感じる割合	独自調査で把握	独自調査時より1ポイント以上アップ
			参加しやすいと思う活動や交流の場があると感じる割合	独自調査で把握	独自調査時より1ポイント以上アップ
3	みんなつながり安心できる地域づくり	問8(7)	地域の防災体制に満足している割合	36.3%	40.0%
		問8(8)	地域の福祉の相談・サービス提供体制に満足している割合	31.8%	40.0%
		問14	緊急時の対応体制がわからないと回答した割合	28.5%	20.0%
		問24	経済的な理由で困ったことのある経験がある割合	18.7%	10.0%
			新規で構築したネットワークの実績数	独自調査で把握	独自調査より増

基本目標		町民アンケート調査項目の問番号 (令和5年度)	数値目標となる項目	現況 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
4	安定した法人運営		部署を超えて機動的に福祉サービスを検討する組織体制を整備する。	—	組織体制が整備され必要な福祉サービスが事業化される状態になっている。
			SNS 等を活用した情報発信方法の検討する。	—	SNS 等による情報発信の方法が検討され、世代に関わらず福祉情報を伝達できる状態になっている。
			職員を対象に IT リテラシー研修を開催し、安全に情報を発信し、SNS 等の情報取り扱いにかかるガイドラインを作成する。	—	職員が IT 機器活用するとともに、情報の取り扱いについて安全に操作できる知識を習得している。また、情報取扱のガイドラインが職員に徹底され安全に情報を扱うことができている。

資料編



1 女川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人女川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が女川町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 計画を策定するため、女川町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、社協理事をもって構成し、社協会長が委嘱する。

3 委員会に助言者を置く。

4 助言者は、宮城県社会福祉協議会地域福祉部及び学識経験を有する者の中から社協会長が委嘱する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 計画の調査研究に関すること。

(2) 計画の立案に関すること。

(3) その他計画策定に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が終了する日までとする。

2 委嘱した委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第7条 委員会にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、委員会委員3名、女川町地域福祉計画推進委員会委員3名及び社協職員で組織する。

3 ワーキンググループは、専門事項の調査研究を行い、次条で規定する作業部会が作成した計画案の内容を検討し、必要に応じて委員会に報告し、意見を求める。

(作業部会の設置)

第8条 ワーキンググループの下に社協職員で構成する作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、専門事項に関する調査研究及び計画案の作成に際し、専門的知識を有する者に助言を求めることができる。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会の構成員のうちから社協会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を統理し、部会長に事故あるときは、社協会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

- 2 委員委嘱後の最初に開催する委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、社協会長が招集する。

2 第6次女川町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員会 役職名	氏名	理事会 役職名	備考
1	委員長	佐藤良一	理事	ワーキンググループ担当委員
2	副委員長	阿部 求	副会長	ワーキンググループ担当委員
3	委員	高橋孝信	会長	ワーキンググループ担当委員
4	委員	高橋正典	副会長	
5	委員	土井賢亮	理事	
6	委員	勝又菊枝	理事	
7	委員	宮坂千尋	理事	
8	委員	齋藤 俊	理事	
9	委員	木村 稔	理事	
10	助言者	豊田正利	東北文化学園大学現代社会学部 学部長	
11	助言者	武藤哲哉	宮城県社会福祉協議会地域福祉部 共生社会推進課長	

第6次女川町地域福祉活動計画策定にかかるワーキンググループ

No.	氏名	所属名	備考
1	齋藤 充	女川町地域医療センター センター長	女川町地域福祉計 画推進委員会委員
2	浅水啓一郎	宮城県立支援学校女川高等学園 校長	
3	熊谷雅幸	女川町立女川小学校・中学校 校長	
4	伊藤富士子	女川町社会福祉協議会事務局長	
5	鈴木佳子	女川町地域包括支援センター管理者	

第6次女川町地域福祉活動計画策定にかかる作業部会

No.	氏名	所属名	備考
1	鈴木康太郎	事務局次長兼総務係長	
2	千葉信二	事務局次長兼地域福祉係長	
3	須田めぐみ	事務局地域福祉係主任	副部会長
4	酒井陽菜	事務局総務係主事	
5	久保侑大	事務局総務係主事	部会長
6	住吉いづみ	生活支援コーディネーター	
7	小野寺美紀子	生活支援コーディネーター	
8	平塚としえ	地域活動支援センターうみねこ園施設長	
9	島田圭子	地域包括支援センター社会福祉士	
10	佐々木千恵	地域包括支援センター主任介護支援専門員	
11	隅田和紀	地域包括支援センター社会福祉士	

3 第6次女川町地域福祉活動計画の策定の経過

女川町地域福祉活動計画策定委員会での検討

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和6年2月27日（火） 地域福祉センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状の交付 ○委員長及び副委員長の選任 ○ワーキンググループ担当理事の選任（3名） 1 本計画と女川町地域福祉計画との関係について 2 今後の進め方について 3 女川町地域福祉計画策定に伴うニーズ調査報告書（案）について 4 令和5年度住民座談会の開催について
第2回	令和6年3月15日（金） 地域福祉センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 1 作業部会における作業状況について ①第5次地域福祉活動計画の見直しについて ②住民座談会結果の課題整理の進め方について ③アンケート調査結果の分析について
第3回	令和6年9月27日（金） 地域福祉センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 1 第5次女川町地域福祉活動計画実施状況の評価について 2 アンケート調査及び座談会の分析結果について 3 第6次女川町地域福祉活動計画の骨子案について
第4回	令和6年12月18日（水） まちなか交流館 ホール	<ul style="list-style-type: none"> 1 第6次女川町地域福祉活動計画（案）について
第5回	令和7年1月22日（水） 地域福祉センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 1 第6次女川町地域福祉活動計画（案）の追記・修正点について
第6回	令和7年2月18日（火） 地域福祉センター 会議室 ※第2回ワーキンググループとの 合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 1 第6次女川町地域福祉活動計画（案）へのパブリックコメントの結果について

ワーキンググループでの検討

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和6年8月19日(月) 地域福祉センター 会議室	1 計画策定体制及びスケジュールについて 2 女川町地域福祉計画との関連性について 3 計画策定の進捗状況 ①現計画評価について ②アンケート調査及び座談会の分析から見えた福祉課題 ③基本理念・基本目標
第2回	令和7年12月18日(水) まちなか交流館 ホール ※第4回女川町地域福祉活動 計画策定委員会との合同会議	1 第6次女川町地域福祉活動計画(案)について

作業部会

年 月	協議・作業内容
R5 10月	第1回 第6次女川町地域福祉活動計画策定について ① 作業部会のメンバーについて ② 策定に係る体制図について ③ 策定スケジュールについて ④ 今後の進め方について
11月	第2回 第5次計画の見直し作業
12月	第3回～第4回 第5次計画の見直し作業 ○住民座談会 6日～17日（宮ヶ崎区・浦宿三区・上一区・上三区・上二区・清水区）
R6 1月	第5回～第7回 ① 第5次計画の見直し作業 ② 座談会の課題整理 ③ 町アンケート調査結果及び座談会の課題整理 ④ 座談会の集約意見の振り分け
2月	第8回 町アンケート調査結果の分析 ○今後のスケジュールについて
3月	第9回～第10回 町アンケート調査結果及び座談会の課題整理 ○第1回策定委員会の開催報告について
4月	第11回～第13回 ① 町アンケート調査分析結果 ② 座談会分析結果 ③ 質的ヒアリング調査における確認事項について ④ 国の背景に関する勉強会の振り返り ○今後のスケジュールについて ○作業部会勉強会（22日）
5月	第14回～第18回 ① 質的ヒアリング調査について ② 質的ヒアリング調査項目の確認 ③ 質的調査の分析について ④ 第5次計画の全体的な評価

年月	協議・作業内容
6月	第19回～第23回 ① 質的調査及び分析結果の報告 ② 第6次計画に向けた課題の洗い出し作業 ③ 課題抽出作業（今の女川の課題） ④ 全体での課題まとめ ⑤ 女川町の福祉課題と第6次計画の方向性について ○令和5年計画の評価作業（基本目標1・基本目標2・基本目標3）
7月	第24回～第31回 ① 基本目標と目指す姿 ② 視点のためのキーワードと第6次計画への視点
8月	第32回～第34回 基本目標ごとの取り組み内容
9月	第35回～第36回 体系図の見直しについて 12日 助言者と打ち合わせ（東北文化学園大学）
10月	第37回～第39回 ①体系図の取り組み内容について（基本目標2・基本目標3・基本目標4） ②第6次女川町地域福祉活動計画（案）原稿作成 ③施策の展開 検討・原稿作成
11月	第40回 第6次女川町地域福祉活動計画書（案）の確認
12月	第41回～第45回 ①計画書（案）の確認 ②評価指標の検討について

4 用語集

ア行

アイティ ITリテラシー

パソコンやスマートフォンなどのコンピューターネットワークを使った情報技術（インフォメーション・テクノロジー＝IT）に関する知識を適切に理解して活用する能力をいいます。特に、プライバシー保護やセキュリティ対策は、トラブル防止の上から重要であり組織だけでなく個人でも徹底する必要があります。

アウトリーチ

地域において、専門職が自ら出向き社会的孤立から公的な援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を実施する支援の方法です。

遊びり

もともと通常のリハビリテーションに加えて、楽しみながらからだを動かしていただくよう、遊びの中にリハビリ要素を盛り込んだものです。本町では新たな地域での公営住宅や自立再建住宅での生活の中で、高齢者同士の交流や閉じこもり予防（出会いの場）により介護予防を推進する（協働の場）ことを目的とし実施し、地域づくりの一環にも位置づけています。

石巻市女川町自立支援協議会

相談支援体制の構築をはじめ、障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、石巻市と女川町の関係者が協働して、問題の解決をめざしていく場です。自立支援協議会の主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等があります。

インターネット

全世界を接続しているコンピュータネットワークのことを言います。複数のコンピュータをケーブルや無線で繋ぎ、お互いに情報をやりとりできるような仕組みになっています。

インターネットの語源は「ネットワークとネットワークを接続すること」です。世界中を接続しているネットワークも、細かく見れば複数のコンピュータネットワークを相互接続しています。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な支援のことをいいます。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルサービスと呼びます。

エスエヌエス
SNS

social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスです。自分のプロフィールや写真を同じサービスを利用している会員に公開できるほか、会員同士のメッセージのやり取りなどで交流を深めることができます。また、同じ趣味を持っていたり、同じ地域に住んでいる人などとコミュニティを作るなど、新たな人間関係を構築する場としても老若男女問わず活用されています。

エスディー・ジーズ
SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミット（＝主要国首脳会議）で採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。この目標の達成のためには、先進国、途上国を問わず「誰も置き去りにしない」というSDGsのコンセプトを具現化していくことが求められています。

エヌピーオー
NPO

Nonprofit Organizationの略で、日本では民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られています。

女川町手をつなぐ親の会

心身障害児・者の親たちの相互連携によって、自分達の力で子供の教育と福祉の増進に寄与することを目的に活動をしている団体です。

オーイーシー・ディ
OECD

Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略で、経済協力開発機構と呼ばれています。世界中の経済、社会福祉の向上を促進するための活動を行う国際機関で、1961年に設立されました。その前身は1948年に欧州16カ国で発足したOEEC（欧州経済協力機構）です。本部はフランスのパリにあり、欧州を中心に、日米等先進38カ国が加盟しています。

カ行

介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ遅らせること、または、要介護状態にあってもその悪化を

できる限り防ぐこと、軽減を目指すことを目的として行うものです。

今までの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏っていましたが、最近ではそれに加えて生活環境の調整や地域の中に生きがい、役割をもって生活ができるような居場所と出番づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要とされています。社会参加による介護予防の重要性が言われています。

介護予防サポーター

介護予防に関する育成研修を修了した高齢者で、地域の介護予防活動を支える人材です。

救急医療情報キット

円筒形のプラスチック容器の中に、自分の氏名、年齢、持病、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を入れ、冷蔵庫のドアポケットに保管しておくことで、緊急時に救護者や救急隊が情報の入手が容易にできることにより、迅速な対応ができるよう備えておくものです。

協議体

地域支援事業の生活支援・介護予防の体制の整備に当たり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供者等が参画し、地域のニーズの発掘や多様な主体への働きかけ、関係者との連携、担い手養成やサービスの開発などの連携を行うネットワークの事です。

クラウドファンディング

資金を調達したい人がインターネットを通じてプロジェクトを公開し、不特定多数の人々から資金を集め、特定のプロジェクトやビジネス、イベントなどの様々な事業に活用する資金調達手法です。Crowd（群衆）、Funding（資金調達）という二つの英語を組み合わせた造語から、「クラウドファンディング」と呼ばれます。

ケアマネジャー

ケアマネジャーは、利用者が必要としている介護サービスを過不足なく利用できるように、利用者の立場に立って総合的な支援をする役割を担っています。介護サービスは、利用者が自立した日常生活を送るために必要とする、治療や看護といった保健医療サービスから生活支援などの福祉サービスまでを、総合的に判断してサービスを組み合わせ、適切に利用するものです。ケアマネジャーはそのマネジメントを行う人です。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害のある人等代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

国連

第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえ、1945年10月に51カ国の加盟国で設立され、我が国は1956年12月18日に80番目の加盟国となり、現在の加盟国数は193カ国となっています。国連では、国際の平和及び安全を維持するために諸国間の友好関係を発展させることや経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することを主な目的として活動を行っています。

コミュニティ

共通の目的や興味、地域などによって結びついた人々の集まりを指す言葉で、その形態によって地域コミュニティ、オンラインコミュニティ、趣味コミュニティなど様々なコミュニティが存在します。特に、地域コミュニティは、特定の地域に住む人々が形成する集まりで、地域の問題解決や地域活性化に寄与するものとして捉えられており、これらのコミュニティは、参加者の社会的なつながりを深め、個々の成長や学びを支える場としても有効とされています。

サ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難で援護を必要とする人をいいます。女川町では、75歳以上のみ世帯に住む方、要介護者、障害者、乳幼児、妊婦を対象にしています。

災害ボランティア

災害ボランティアとは、主として地震や水害などの自然災害の発生時および発生後に、被災地や被災者の復旧活動や復興活動を行うボランティアを言います。

支部長

本会では、町内行政区の代表を支部長と位置付け、地域福祉活動を推進しています。

社会福祉協議会（社協）

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されており、地域の福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間組織です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしたいと

いう思いを形にするために、住民が中心となりともに支え合える仕組みづくりを進めています。

新型コロナウイルス感染症

感染者の口や鼻から排出されるウイルスを吸入することで感染すると言われています。令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、COVID-19（コヴィッドナインティーン）の正式名称と呼ばれ、SARS コロナウイルス2がヒトに感染することによって発症する気道感染症です。令和2年に入ってから世界中で感染が拡大し、世界的流行（パンデミック）をもたらしました。その後、令和5年5月5日に世界保健機関（WHO）は、ワクチンの普及や治療法の確立によって新規感染者数や死者数が減少していることを踏まえ、令和3年1月30日に宣言した「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を終了すると発表しました。国内においても令和5年5月8日に感染症分類の2類相当から5類へ法的位置づけが変更となりました。

自治コミュニティ

「一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との県内数か所の協働の推進などを目的とする組織」と定義されています。本町においては「自治会」という1つの自治組織が、地域活動を円滑に行うため、行政区長が中心となり役員体制のもとで、地域のことを地域自らが決め、それを実行するためにつくられる組織となっています。

生活安心サポート事業

女川町民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、通帳や金銭管理業務、福祉サービス利用に関する支援業務など一連のサービスを提供する事業で、女川町社会福祉協議会が令和7年4月から実施する独自事業です。

生活安定資金

低所得世帯に対し、生活費、修学費、医療費などに困窮する人に、その世帯の自立更生及び生活の安定を図ることを目的に貸付けします。

生活困窮者(世帯)

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人・世帯を言い、その方々の自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律が「生活困窮者自立支援法」です。

生活支援コーディネーター

介護保険法に基づき、地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者として配置されてい

ます。

生活支援体制整備事業

介護保険法に基づき、本会が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体（社会福祉法人、民間事業者等）と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としたものです。

生活福祉資金

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。成年後見制度には2種類あり、「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上保護等を行います。

その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上保護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

ソーシャルサポートネットワーク

社会生活を送る上での様々な問題に対して、身近な人間関係における複数の個人や集団の連携による支援体制のことをいいます。これは、地域社会に存在する住民や社会福祉関連機関、施設の専門職、ボランティアなどの様々な人により組み立てられ、サービス利用者のパーソナリティや生活状況、また、緊急性を伴う要件などに応じた個別のネットワークの形成が必要であり、社会的支援ネットワークとも言われています。

夕行

第一層協議体

介護保険法に定める、生活支援体制整備協議体のなかで、自立した日常生活を支援する体制整備を行い事業において市町村が設置する会議体であり、町内全域の課題解決に向けた企画・立案及び意思統一の場となります。

地域活動支援センター

障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として、創作的活動または生産活動の

機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障害のある人の地域生活を支える、国の「地域生活支援事業」のひとつとして位置づけられています。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域の担い手

行政区長や民生児童委員などに加え、地域に住む子供から高齢者までのより多くの住民が福祉活動に携わることを意図します。

地域福祉コーディネーター

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのためには、課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人材の役割が重要となります。

地域包括支援センター

行政や介護、医療、福祉等の関係機関と協力して、地域の皆さんの健康、生活、財産、権利などを守るために置かれている機関です。地域住民の様々な相談や悩みを聞いたり、地域で活躍するケアマネジャーを助け、安心して暮らしやすい地域をつくれます。

また、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の3職種が連携しながら総合的に高齢者を支えます。

チームオレンジ

認知症サポーターがチームを組んで、同じ地域で暮らす認知症の方とその家族の見守りや支援を行う活動の仕組みをいいます。国では、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の一環として、2025年（令和7年）までに全市町村で整備することを目標としています。

ナ行

2040年問題

日本が超高齢社会に直面して生じる深刻な社会問題の総称です。

2040年には高齢者の割合がピークになる一方で生産年齢人口は急減することで、現役世代減少と高齢者増加に備えた就労環境の整備、健康寿命の延伸、医療・福祉サービスの改革、社会保障の持続可能性確保など、その対応は多岐にわたると言われています。

ニーズ

ニーズとは「必要」「要求」などと訳されますが、住民の情報などを収集し分析することで、抽出される「生活全般の解決すべき課題」をいいます。

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」

「まもる」と「びりーぶ（信じる・信頼するの意味）」を組み合わせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害のある人・精神障害のある人で、日常生活に不安を持っている人のさまざまな相談に応じ、金銭管理など暮らしのサポートをしています。

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをしたり見守りをする応援者です。認知症サポーター養成研修を受け、認知症サポーターとなると、その印としてオレンジリング（ブレスレット）が配られます。

ネットワーク会議（プラットフォーム）

ネットワークなどのつながりを支えるための「基盤」、「土台」、「システム」を指し、近年様々な地域資源が一体化した「プラットフォーム」として課題解決にあたる必要性が求められます。

八行

ファンドレイジング

ファンドレイジングとは、非営利団体が活動に必要な資金を募り、支援を受けることです。日本ファンドレイジング協会は、民間非営利団体が「活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為」を総称して、ファンドレイジングと定義しています。

フェイスブック Facebook

2004年にハーバード大学の学生だったマーク・ザッカーバーグによって運営が開始された、世界最大の実名登録制 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）です。実名登録制のため、実生活に根付きやすく、友人とのコミュニケーションも取りやすいと言われています。

福祉活動推進員

地域の「福祉の担い手」として社協会長が委嘱しており、主に、民生委員等と協力しながら地域住民の福祉課題などを把握し、社協と連絡調整を行いながら活動しています。また、社協主催の社会福祉事業の推進に協力し、地域住民の福祉を高める運動にも努めています。

福祉教育

すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活のなかでもに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう「共に生きる力」を育む教育です。

福祉コミュニティ

地域住民間で福祉サービスを提供する地域共同体をいいます。地域住民の主体的な関心に基づき、援助を必要とする人にサービスが提供されます。また、福祉コミュニティの形成を目的とした社会福祉援助活動は、地域援助活動といえます。

福祉避難所

福祉避難所は、災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、指定避難所等での生活が困難な人々（要配慮者）を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所です。要配慮者は、災害時において高齢者、障がい者、乳幼児等その他特に配慮を要する者のことで、妊産婦、傷病者、内的障がい者、難病患者も含まれます。

フードバンク

食品関連企業他より寄贈された食品等（以下、寄贈食品）を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る活動です。寄贈食品等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくもので、その仕組みが銀行のようであることからフードバンク（食物銀行）と呼ばれています。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉です。個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することです。

ピーティシーイー

PDCAサイクル

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す方法の1つです。日本では1990年代後半からよく使われるようになった方法で、計画から改善までを1つのサイクルとして行います。

マ行

民生委員児童委員

民生委員児童委員は「常に住民の立場になって相談に応じ必要な援助を行う」ことを役割

とし、厚生労働大臣から委嘱される地域の身近な福祉ボランティアです。

ラ行

ライン LINE

LINE は、スマホやパソコン、タブレットなどで利用できるアプリケーションです。LINE アプリのユーザー同士で、無料でメッセージのやり取り、音声通話、ビデオ通話ができます。

ラウンドテーブル

ビジネスシーンで使われるラウンドテーブルとは、役職や部署、立場など関係なく数人で円卓を囲み、自由に意見交換を行う会議のことです。「ラウンドテーブルディスカッション」「ラウンドテーブルミーティング」とも呼ばれます。

第 6 次女川町地域福祉活動計画

令和 7 年 3 月

発行 社会福祉法人女川町社会福祉協議会

〒986 - 2243

宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山 107 番地 17

電 話 0225 - 53 - 4333

F A X 0225 - 53 - 4336

